

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会

日時 令和7年11月11日（火）
11時50分～12時50分
場所 衆議院第一議員会館
地下1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 中核市市長会会長挨拶
- 3 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役国会議員紹介
- 4 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役会長挨拶
- 5 出席国会議員紹介
- 6 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について
- 7 中核市市長会の活動状況について
- 8 令和7年度の活動報告等について
 - （1）広域連携による地域経営について
 - （2）災害対応・防災力の強化等について
 - （3）子どもの学びの環境充実に向けた取組について
 - （4）令和8年度税制改正に関する要請について
- 9 意見交換
- 10 閉 会

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会 (令和7年11月11日開催)

【世話役】

(会 長)	自由民主党	衆 議 院 議 員	船 田 元	(ふなだ はじめ)	様
(副会長)	自由民主党	衆 議 院 議 員	松 本 剛 明	(まつもと たけあき)	様
(幹 事)	自由民主党	衆 議 院 議 員	加 藤 勝 信	(かとう かつのぶ)	様
(幹 事)	自由民主党	参 議 院 議 員	山 本 順 三	(やまもと じゅんぞう)	様
(幹 事)	公 明 党	衆 議 院 議 員	角 田 秀 穂	(つのだ ひでお)	様
(幹 事)	公 明 党	参 議 院 議 員	西 田 実 仁	(にしだ まこと)	様
(幹 事)	立憲民主党	衆 議 院 議 員	逢 坂 誠 二	(おおさか せいじ)	様
(幹 事)	日本維新の会	衆 議 院 議 員	中 司 宏	(なかつか ひろし)	様
(幹 事)	国民民主党	衆 議 院 議 員	玉 木 雄一郎	(たまき ゆういちろう)	様
(副幹事)	自由民主党	参 議 院 議 員	江 島 潔	(えじま きよし)	様
(副幹事)	自由民主党	参 議 院 議 員	古 賀 友一郎	(こが ゆういちろう)	様
(副幹事)	公 明 党	参 議 院 議 員	谷 合 正 明	(たにあい まさあき)	様

【中核市市長会出席者】

(会 長)	豊 中 市 長	長 内 繁 樹	(おさない しげき)
(副会長・国会議員の会担当)			
	松 江 市 長	上 定 昭 仁	(うえさだ あきひと)
(副会長)	松 山 市 長	野 志 克 仁	(のし かつひと)
(副会長)	水 戸 市 長	高 橋 靖	(たかはし やすし)
(副会長)	姫路市副市長	井 上 泰 利	(いのうえ やすとし)
(副会長)	鹿 児 島 市 長	下 鶴 隆 央	(しもづる たかお)
(監 事)	旭 川 市 長	今 津 寛 介	(いまず ひろすけ)
(顧 問)	倉 敷 市 長	伊 東 香 織	(いとう かおり)
(顧 問)	福 島 市 副 市 長	細 萱 英 也	(ほそがや ひでや)
	東 大 阪 市 長	野 田 義 和	(のだ よしかず)

＜目 次＞

1 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について.....	P4	【資料1】
2 中核市市長会の活動状況について	P6	【資料2】
3 令和 7 年度の活動報告等について		
(1)広域連携による地域経営について	P8	【資料3】
(2)災害対応・防災力の強化等について	P17	【資料4】
(3)子どもの学びの環境充実に向けた取組について	P26	【資料5】
(4)令和 8 年度税制改正に関する要請について	P35	【資料6】
4 参考資料		
(1)「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」について		
・規約	P47	【参考資料1】
・設立趣意書	P48	【参考資料2】
・会員議員一覧	P49	【参考資料3】
(2)中核市市長会について		
・概要	P54	【参考資料4】
・規約	P55	【参考資料5】
・会員市・中核市候補市一覧表	P59	【参考資料6】
(3)中核市市長会 提言・要請について		
・令和 8 年度国の施策及び予算に関する提言項目一覧(令和 7 年 5 月 23 日提出)		
	P60	【参考資料7-1】
・物価高騰等に見合った医療機関等への支援に関する提言(令和 7 年5月23日提出)		
	P62	【参考資料 7-2】
・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における適切な財政支援に関する提言 (令和 7 年5月23日提出)		
	P64	【参考資料 7-3】
・公立学校施設整備予算に関する緊急要望(令和7年8月25日提出)		
	P66	【参考資料 8-1】
・地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に関する緊急要望 (令和7年8月25日提出)		
	P69	【参考資料 8-2】
・地域医療を担う医療機関への財政的支援および診療報酬制度の見直しに関する緊急要望 (令和7年8月25日提出)		
	P70	【参考資料 8-3】

【資料1】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況について

1 活動趣旨 中核市市長会に対する理解を深め、その事業活動等に対する支援を通じて真の地方分権型社会の実現に取り組むとともに、中核市を核とした地域の活力を高めることにより、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進する。

2 会 員 本会の趣旨に賛同する党派を超えた国会議員により構成する。

① 中核市の区域を含む小選挙区選出の衆議院議員

② 中核市の区域を含む選挙区選出の参議院議員

③ 中核市にゆかりのある国会議員

3 そ の 他 事務担当：令和7年度担当市（松江市）

会 費：なし

4 会員加入状況

（令和7年11月1日現在）

政党名	衆議院議員	参議院議員	合 計
自由民主党	57	56	113
公明党	9	10	19
立憲民主党	34	21	55
日本維新の会	15	2	17
国民民主党	6	9	15
れいわ新選組	1	0	1
日本共産党	1	1	2
参政党	0	1	1
無所属	3	4	7
合 計	126	104	230

5 世話役議員

(敬称略)

政党名	役職		議員名	
自由民主党	会 長		船 田 元	<衆 栃木1区>
	副会長		松 本 剛 明	<衆 兵庫11区>
	幹 事	衆議院	加 藤 勝 信	<衆 岡山5区>
		参議院	山 本 順 三	<参 愛媛県>
	副幹事		江 島 潔	<参 山口県>
			古 賀 友一郎	<参 長崎県>
公明党	幹 事	衆議院	角 田 秀 穂	<衆 比例南関東>
		参議院	西 田 実 仁	<参 埼玉県>
	副幹事		谷 合 正 明	<参 比例>
立憲民主党	幹 事		逢 坂 誠 二	<衆 北海道8区>
日本維新の会	幹 事		中 司 宏	<衆 大阪11区>
国民民主党	幹 事		玉 木 雄一郎	<衆 香川2区>

6 活動内容

(1) 国政の場において、中核市市長会の活動に対する随時の支援

(2) 中核市市長会からの情報提供活動の実施

- ・メールマガジンの配信(毎月1回定期配信)
- ・中核市市長会パンフレットの配付
- ・提言書等の配付(提言・要請ごと実施)
- ・各市による継続的な加入依頼

(3) 世話役と役員市長との懇談会の開催

- ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした懇談会を開催
日 時 : 令和7年8月26日(火)11時00分～12時00分
会 場 : 都市センターホテル 5階オリオン
出席者 : 国会議員の会世話役議員、中核市市長会役員市長
内 容 : 中核市市長会の活動報告、意見交換

(4) 会員勉強会の開催(本日)

- ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

【資料2】

中核市市長会の活動状況

- 1 会の概要** 中核市の市長で構成する団体であり、全中核市の62市が加入している。
(人口総計:約2, 275万人)

(令和7年4月1日現在)

地 区	会 員 市
北海道・東北 (10市)	北海道
	函館市、旭川市
	青森県
	青森市、八戸市
	岩手県
	盛岡市
関 東 (11市)	秋田県
	秋田市
	山形県
	山形市
	福島県
	福島市、郡山市、いわき市
	茨城県
	水戸市
北信越・東海 (11市)	栃木県
	宇都宮市
	群馬県
	前橋市、高崎市
	埼玉県
	川越市、川口市、越谷市
	千葉県
	船橋市、柏市
近 畿 (14市)	東京都
	八王子市
	神奈川県
	横須賀市
	富山県
	富山市
	石川県
	金沢市
中国・四国 (9市)	福井県
	福井市
	山梨県
	甲府市
	長野県
	長野市、松本市
	岐阜県
	岐阜市
九 州 (7市)	愛知県
	豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市
	滋賀県
	大津市
	大阪府
	豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、東大阪市
	兵庫県
	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市
九州 (7市)	奈良県
	奈良市
	和歌山県
	和歌山市
	鳥取県
	鳥取市
	島根県
	松江市
九州 (7市)	岡山県
	倉敷市
	広島県
	呉市、福山市
	山口県
	下関市
	香川県
	高松市
九州 (7市)	愛媛県
	松山市
	高知県
	高知市
	福岡県
	久留米市
	長崎県
	長崎市、佐世保市
九州 (7市)	大分県
	大分市
	宮崎県
	宮崎市
	鹿児島県
	鹿児島市
	沖縄県
	那覇市

2 令和7年度の活動内容

(1) 協議・調査研究

- ◆中核市市長会総会、市長会議
- ◆「中核市サミット2025 in 福井」(R7.10.30開催)
(テーマ)幸福を実感できる中核市の実現 ～一人ひとりが紡ぐ 希望あふれるまちづくり～
- ◆3つのプロジェクトを設置
 - 〔 広域連携による地域経営の在り方検討プロジェクト
 - 災害対応・防災力の強化プロジェクト
 - 子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト

(2) 政策提案・意見表明

- ◆総務大臣との懇談会(R7.8.26開催)
- ◆定例の提言
 - ・令和8年度国の施策及び予算に関する提言(R7.5.23実施)
 - ・プロジェクト会議で取りまとめた提言等(R7.11.10実施)
 - 〔 広域連携による地域経営にかかる提言
 - 災害対応・防災力の強化等に関する提言
 - 子どもの学びの環境充実に向けた取組に係る提言
 - 令和8年度税制改正に関する要請
- ◆緊急要望等
 - ・公立学校施設整備予算に関する緊急要望(R7.8.25実施)
 - ・地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に関する緊急要望
(R7.8.25実施)
 - ・地域医療を担う医療機関への財政的支援および診療報酬制度の見直しに関する緊急要望
(R7.8.25実施)

(3) 関係団体との連携

- ◆世話役議員と中核市市長会役員市長との懇談会(R7.8.26実施)
- ◆「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会(R7.11.11実施)
- ◆経済団体との意見交換(R7.11.11午後実施予定)
- ◆指定都市市長会との連携
 - ・指定都市市長会・中核市市長会 会長・連携担当市長会議(R7.11.18開催予定)
 - ・国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言(R7.11.18実施予定)

(4) その他の活動

- ◆広報活動等
- ◆パンフレットの作成
- ◆メールマガジンの配信
- ◆都市要覧の作成

【資料3】

広域連携による地域経営にかかる提言

我が国の総人口は、2008 年をピークに減少局面に入り、2023 年時点で 1 億 2,000 万人前半まで減少した。2050 年には、全国の約 40%の自治体が「消滅可能性自治体」に該当すると推計されており、地方自治体が安定的、持続的に行政サービスを提供することが一層困難になっていくことが懸念されている。

加えて、自治体職員の数も 1994 年から 2016 年まで一貫して減少するなど、近年は定年の引き上げ等により横ばい傾向であるものの、保健医療・福祉・教育・危機管理など多岐にわたる行政需要が高度化・複雑化する状況で、限られた人的・財政的資源で対応する必要があるという、極めて厳しい局面に直面している。

こうした状況下、これまでの「市町村単独」による地域運営の限界が顕在化しており、隣接自治体や中核都市間での役割分担・機能連携を通じた『広域的な地域経営』が、持続可能な地域構造を築く鍵となっている。

国においても、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想を推進し、特別交付税措置を中心とした財政支援や技術的・政策的支援を行う等、自治体間連携に向けた取組を強化しているが、医療・介護・子育て・デジタル行政・公共施設管理・人材確保など、自治体単独では担いきれない分野をはじめとするあらゆる取組において、国の広域連携のコーディネート機能に基づいた広域的な戦略と制度的支援が不可欠な状況である。

地方において中心的な役割を担う中核市は、各地域において強いリーダーシップを発揮し、財政面でも大きな負担を負わなければならない側面がある。一方で、都市部に位置する中核市は、同程度の規模を有する近隣自治体との連携に際して合意形成に苦慮するなど、地域によって異なる課題がある。ついては、中核市がそれぞれの地域実情に応じた効果的な連携を行い、先進的な取組を全国的に展開することができるよう、下記の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 広域連携を強力に推進するための国・都道府県の役割強化

人口減少・少子高齢化が加速する我が国において、持続可能な行政サービスの提供と地域活性化を実現するためには、自治体間の広域連携が極めて有効である。しかしながら、その推進は必ずしも十分とは言えない現状にある。国が広域連携の「推進役」としての役割を一層強化し、その深化に向けた抜本的な支援策を講じるよう提言する。特に、都道府県が基礎自治体間の連携を支える新たな役割を担うことができるよう、国から都道府県への積極的な働きかけと支援を強く要望する。

① 「広域連携推進ロードマップ」の策定

広域連携の必要性が高まる一方で、その進め方に関する統一的な指針が存在せず、自治体によって対応が分かれている現状を踏まえ、国が主導して「広域連携推進ロードマップ」を策定し、公表すること。

② 「広域連携推進役」としての明確な位置付けと役割分担の明示

国及び都道府県の「広域連携推進役」としての明確な位置付けと役割分担を明示すること。特に、広域行政における都道府県の役割については、地方自治法上、「広域にわたる行政の連絡調整及び市町村を包括する広域的な行政需要に対応する役割を有するもの。」とされているが、制度運用上、この機能が十分に発揮されていない現状がある。こうした実態を踏まえ、都道府県が市町村間連携を補完・支援する立場で関与できる仕組みを明確化すべきである。

2 中核市等の連携を後押しする制度整備

定住自立圏や連携中枢都市圏等の制度は、隣接し競争関係に陥りやすい自治体に対しインセンティブを提供することで、連携意欲を促し、一定の連携成果が出ているものと考えられる。

しかし、構成市に対する支援額が財政規模に比して小さく、比較的合意形成が容易な分野を除き、効果的な連携がなされていないという懸念がある。

また、広域連携を通じた地域経営の実効性を高めるには、制度面・財政面の基盤整備が不可欠であるが、既存の補助金・交付金の多くが単年度または単独市を前提とした制度となっており、複数市による中長期的な共同事業の企画、安定的な運営が困難となっていることから、次のとおり要望する。

① 制度横断的な共通補助制度の創設

「連携中枢都市圏」「定住自立圏」「広域連携協定」等、広域連携の枠組みによって支援制度が分かれ、制度横断的な活用が難しい現状を踏まえ、圏域の構成や枠組みに関わらず柔軟に活用できる共通補助制度を創設すること。

② 「広域連携推進交付金(仮称)」の創設

複数の自治体が連携して取り組む中長期的プロジェクトに対し、計画立案・合意形成・事業化に至るまで一貫して支援可能な「広域連携推進交付金(仮称)」を創設すること。

③ 関係府省庁に対する一層の働きかけ

各府省庁が実施する既存の補助制度について、単独自治体による取組を前提として設計されており、複数自治体による広域的な連携事業が制度上評

価されにくい現状を踏まえ、関係府省庁に対し、補助制度の運用において広域連携の取組を柔軟に評価・採択が可能となるよう、一層の働きかけを行うこと。

- ④ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における広域連携事業の要件緩和
「新しい地方経済・生活環境創生交付金」において優先的に採択される「広域連携事業」について、現行では連携する市町村においてそれぞれ事業を実施することが求められているが、中核市等が複数の自治体との連携・調整のもとで単独実施する広域事業（定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく事業を含む。）についても、優先的に採択されるよう制度を見直すこと。

- ⑤ 定住自立圏・連携中枢都市圏に対する交付税措置の引き上げ

定住自立圏・連携中枢都市圏に対する交付税措置について、中心市、連携中枢都市に過度な財政負担が生じていることから、中心市・連携中枢都市に対する特別交付税上限額の引き上げと、交付上限額を市町村単位ではなく圏域単位で算定するなど、効率的な制度活用が可能となるよう変更すること。また、連携中枢都市に対する普通交付税措置について、連携市町村数や公共施設数に応じた補正係数を創設する等、より圏域の特性に応じた交付額となるよう変更すること。

3 公共施設・インフラの広域整備等に対する支援

人口減少が進み、公共施設の利用需要が減少する一方で、施設の老朽化や維持管理コストの増加により、自治体が単独で施設を維持することは困難になりつつある。

こうした状況下において、近隣自治体間での公共施設の集約化や共同整備・運営は、持続可能な行政運営の観点から極めて有効であるが、公共施設の集約化については、財政負担や機能分担、また施設を利用する住民や関係団体等のコンセンサスを得づらく、合意形成までに多くの課題が山積している。

広域行政というスケールメリットを最大限活用し、持続可能な自治体運営に取り組むため、次のとおり要望する。

- ① 「統廃合コスト」に対する財政措置

広域的な公共施設の再編や共同整備を進める上で、既存施設の除却や機能移転などの「統廃合コスト」が自治体にとって大きな財政的障壁となっている状況を踏まえ、この「統廃合コスト」に対して、交付税措置や補助対象経費の拡大などによる特別枠の財政措置を講じること。

- ② 広域施設整備・再編に対する新たな財政支援制度の構築

学校給食センターや火葬場、ごみ処理施設等、広域的な施設整備・再編は、財政効率や人材確保の観点から極めて有効である一方、現行の補助制度（社会資本整備総合交付金等）では、広域整備に対する評価・支援が不十分であることから、都道府県及び中核市等が主導する広域施設整備・再編に対して柔軟に活用できる財政支援制度を新たに構築すること。

③ 公共施設の配置等に関するガイドラインの作成

広域連携による施設整備・再編・管理等において、多くの自治体が制度設計や調整方法について課題を抱えている現状を踏まえ、国が公共施設の配置等に関するガイドラインを作成・公表し、自治体間での実践的な共有・活用を促進すること。

4 デジタル技術を活用した自治体間連携に向けた支援

人口減少・人材不足が進行する中、デジタル技術の活用は、単なる業務効率化の手段ではなく、「人材確保」「公共施設の管理」「地域経済の活性化」などあらゆる分野の基盤として機能し得ることから、自治体間連携を進める上で非常に重要である。

現在、国においても自治体情報システムの標準化やガバメントクラウドの導入が推進されているが、原則として自治体単位での導入・運用を前提としており、複数自治体による共用や圏域単位での整備には対応していない。

また、各自治体が単独でデジタル基盤を整備・運用することは非効率である上、大きな財政負担となることが想定されている。

こうした制度的なギャップに対して、地域の中心を担う中核市が、共通システムの導入やクラウド化等、デジタル技術の活用を広域的に進めることで、行政の効率化と地域住民サービスの向上を両立させることができ、また、中核市間の遠隔地連携を可能にするものであることから、次のとおり要望する。

① クラウド型情報基盤の整備に対する交付金支援

自治体間で共用可能なクラウド型情報基盤の整備に対し、初期整備費用及び継続的な運用費を対象とした、重点的かつ安定的な交付金支援を講じること。

② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し

観光、介護、防災、交通等、複数分野にまたがる地域課題を一体的に解決するためのデジタル活用（分野横断型 DX）を広域的に推進するため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、分野横断型 DX に柔軟に対応できるよう制度を見直すとともに、必要な財政措置を拡充すること。

③ 自治体間のマッチング機会の拡充

人口減少や財政制約等の共通課題を抱える自治体間の連携を促進するため、デジタル技術を活用し、課題情報や取組事例、ニーズ等を可視化・共有できる仕組みを整備し、共通課題を持つ自治体間のマッチング機会を拡充すること。

④ 全国統一のデジタルインフラ整備に係る自治体の負担軽減と制度の安定運用

国による全国統一のデジタルインフラ整備は広域連携の基盤となることから、標準準拠システムへの移行や国策として推進しているマイナンバー制度の運用にあたっては、国の責任において費用負担や制度支援を行い、自治体の負担軽減と制度の安定運用を図ること。

5 広域的な専門人材等の確保・育成への支援

全国的に人口減少・少子高齢化が急速に進む中、地方自治体においては、若年層の都市部流出などにより、専門人材の確保が喫緊の課題となっており、特に、地方の中心的な役割を担う中核市においても、医療・福祉・教育・技術分野においては、自治体単独での人材確保が困難な状況にあり、民間企業への流出だけでなく、自治体間でも獲得競争が激化している。

そのため、専門職員の確保・育成に関しては、都道府県や市町村連携による広域的な確保・配置・活用に取り組むとともに、キャリア支援等、地域全体で人材基盤を強化する必要があることから、次のとおり要望する。

① 人材バンクや研修制度の整備支援

広域的な視点での人材確保・育成を推進するため、複数自治体で共用可能な人材バンクや研修制度の整備を支援し、デジタル人材や専門技術職等の広域的な流動性・育成環境を強化すること。

② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」において、人材育成・研修事業への活用を支援対象とすることを明確に位置づけること。

③ 公民連携・外部人材参画を促す支援制度の構築

様々な行政課題に対応するためには、行政内部にとどまらず、民間企業や大学、専門機関等と協働することで、人的資源や専門知見を補完し合う公民連携が有効である。特に、複数自治体が連携して公民連携を進めることは、外部人材にとっても参画の意義やスケールメリットが生まれやすく、持続的な関与を促すことができることから、広域的な公民連携や外部人材の参画を促す

仕組みや支援制度を構築し、地域連携に多様な視点・専門性を取り込む体制を整備すること。

6 広域連携による地域経済の活性化及び効率的な公共サービス提供への支援

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、特に地方都市においては地域内消費や雇用の縮小が進み、地域経済の持続性が脅かされている。地域産業の担い手不足や後継者不在も深刻であり、観光・農業・中小企業など地場産業の再生と活性化が重要課題となっていることから、自治体の枠を超えた域内での資源や人材、販路を共有・連携する取組が不可欠である。

また、救急医療や災害対策等については、境界地域における対応の遅れや搬送調整等に課題があり、住民の安全確保の観点からも、近隣自治体との広域的な連携が求められる。

一方で、自治体間での財政格差や制度のばらつきが、行政サービスの公平性や円滑な連携を妨げていることから、次のとおり要望する。

① 共同プロモーションや販売支援活動に対する財政支援の拡充

農産品や観光資源などの地域ブランドの育成にあたっては、複数自治体が連携してマーケティングや販路開拓を行う取組が拡大していることから、地域ブランドの確立に向けた広域圏での共同プロモーションや販売支援活動に対し、継続的な財政支援を拡充すること。

② 都市部人材の地域企業への参画促進支援

副業・兼業等による都市部人材の地域企業への参画を促進するためには、小規模自治体単独では実施が困難な人材ネットワークの構築や受入体制の整備が効果的であることから、中核市がハブとなったマッチングやコーディネートを行う仕組みを構築し、スケールメリットを活かした人材活用支援を推進すること。

③ 産業支援拠点の整備等に対する財政支援

創業支援や後継者育成など、中小企業を支える基盤機能を広域的に担う産業支援拠点の整備にあたっては、地方自治体単独では限界があることから、複数自治体での整備・運営が有効である。このため、同拠点の整備・運営に対し、初期費用・運営費の双方を対象とした継続的な財政支援を講じること。

④ 消防・救急広域指令システムの整備等に対する財政支援

消防・救急医療に係る指令システムの運用や救急車両・高度医療機器等の整備は、住民の生命と安全を守るために不可欠である。こうした体制は、自治体単独ではなく、近隣の複数自治体によって整備・運用することが効率的

かつ効果的であるが、システム整備・更新に多額の費用がかかることや小規模自治体の負担が過重となることが、広域連携の障壁となっている。そのため、広域指令システムの整備及び二次医療圏を考慮した地域間連携による救急医療資機材の導入に対して、初期費用はもとより、運用・更新費用を含めた継続的な財政支援を講じること。

⑤ 公民連携事業に対する支援

PFI・PPP等の公民連携を広域的に推進するにあたっては、複数自治体が連携し、民間事業者と継続的に対話・形成できる地域プラットフォームの活用が有効であることから、圏域にとらわれず、行政単位を越えて形成・実施される公民連携事業に対し、制度面・人材面・財政面からの支援を講じること。

⑥ 全国一律の子育て支援施策の推進

自治体間競争における人口誘導の取組が激化する中、財政力の差により市民サービスに差が生まれることは、近隣市との円滑な広域連携の阻害要因となる懸念があることから、子どもの医療費助成制度や給食の無償化等の子育て支援施策については、国策として位置付け、国が責任をもって取り組むこと。

⑦ 公営企業の広域化に対する円滑な推進体制の構築

限られた人的リソースの効果的な活用や公的ストックの効率的な維持管理といった観点のもと、国では経営効率化について議論されている。今後、上下水道をはじめとする公営企業の広域化が一層進んでいくことが予想される中、国においては、こうした動きの円滑な推進に資する制度的な整備や財政的な支援の拡充などに取り組むこと。

(参考)

公益社団法人経済同友会 地域共創委員会 報告書(2024年11月)

「地方創生の加速に向けて -近隣地連携・遠隔地連携のさらなる推進を-」

令和7年10月31日

中核市市長会

中核市市長会

広域連携による地域経営にかかる提言 【概要版】

提言の趣旨

我が国の総人口は減少局面にあり、2050年には全国の約40%の自治体が「消滅可能性自治体」に該当すると推計されており、地方自治体が安定的、持続的に行政サービスを提供することが一層困難になっていくことが懸念されている。

加えて、自治体職員の数も減少・停滞傾向にあり、行政需要が高度化・複雑化する状況で、限られた人的・財政的資源で対応する必要があるという、極めて厳しい局面に直面している。

こうした状況下、これまでの「市町村単独」による地域運営の限界が顕在化しており、隣接自治体や中核都市間での役割分担・機能連携を通じた『広域的な地域経営』が、持続可能な地域構造を築く鍵となっている。

国においても、自治体間連携に向けた取組を強化しているが、自治体単独では担いきれない分野をはじめとするあらゆる取組において、国の広域連携のコーディネート機能に基づいた広域的な戦略と制度的支援が不可欠な状況である。

ついては、中核市がそれぞれの地域実情に応じた効果的な連携を行い、先進的な取組を全国的に展開することができるよう、積極的な措置を講じるよう提言する。

提言概要

1 広域連携を強力に推進するための国・都道府県の役割強化

- ① 「広域連携推進ロードマップ」の策定
- ② 「広域連携推進役」としての明確な位置付けと役割分担の明示 **【重点】**

2 中核市等の連携を後押しする制度整備

- ① 制度横断的な共通補助制度の創設
- ② 「広域連携推進交付金（仮称）」の創設
- ③ 関係府省庁に対する一層の働きかけ
- ④ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における広域連携事業の要件緩和
- ⑤ 定住自立圏・連携中枢都市圏に対する交付税措置の引き上げ

3 公共施設・インフラの広域整備等に対する支援

- ① **「統廃合コスト」に対する財政措置【重点】**
- ② 広域施設整備・再編に対する新たな財政支援制度の構築
- ③ 公共施設の配置等に関するガイドラインの作成

4 デジタル技術を活用した自治体間連携に向けた支援

- ① クラウド型情報基盤の整備に対する交付金支援
- ② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し
- ③ 自治体間のマッチング機会の拡充
- ④ 全国統一のデジタルインフラ整備に係る自治体の負担軽減と制度の安定運用

5 広域的な専門人材等の確保・育成への支援

- ① 人材バンクや研修制度の整備支援
- ② 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の見直し
- ③ 公民連携・外部人材参画を促す支援制度の構築

6 広域連携による地域経済の活性化及び効率的な公共サービス提供への支援

- ① 共同プロモーションや販売支援活動に対する財政支援の拡充
- ② 都市部人材の地域企業への参画促進支援
- ③ 産業支援拠点の整備等に対する財政支援
- ④ 消防・救急広域指令システムの整備等に対する財政支援
- ⑤ 公民連携事業に対する支援
- ⑥ **全国一律の子育て支援施策の推進【重点】**
- ⑦ 公営企業の広域化に対する円滑な推進体制の構築

【資料4】

災害対応・防災力の強化等に関する提言

令和6年1月に発生した能登半島地震では、石川県能登地方を中心に甚大な被害が発生し、多くの建物が倒壊、道路や鉄道が寸断され、長期間にわたる断水や停電が続いた。特に、高齢化が進む地域では、避難所環境や衛生設備の不足、要配慮者支援の困難さ、孤立集落への対応の遅れ、災害廃棄物処理能力の不足など、従来の課題に加え新たな対応の必要性が顕在化した。令和7年9月に見直された南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率も「60%から90%程度以上」となっており、地震災害に備える必要性は依然として高い状況である。

一方、近年は豪雨による災害が全国で多発し、被害が激甚化・頻発化している。本年においても、各地で記録的大雨による被害が発生しており、8月6日から大雨では、熊本県や鹿児島県等で線状降水帯が繰り返し発生し、土砂災害をはじめ甚大な被害をもたらした。さらに、9月12日から13日にかけては、三重県北部を中心に記録的大雨となり、多数の家屋の浸水や道路の冠水など、大きな被害が発生した。

こうした中、地方公共団体には、避難所運営や上下水道・河川等の基盤強化、物資備蓄、ICTを活用した情報体制の構築など、平時から復旧・復興期まで一貫した防災体制の整備が求められている。

防災体制に関しては、現在、国において新たに「防災庁」の設置が検討されており、今後の国の防災行政の中核機関としての役割が期待されている。その機能が十分に発揮されるためには、発災時の指揮調整や情報の集約、平時の政策立案において、現場の実情を踏まえる必要がある。中核市市長会としても、「防災庁」が設置された際には、同庁との定期的な意見交換や協議を通じて、地域の防災力強化に向けた課題を共有し、連携して解決を図っていくことが重要である。

また、中核市は、医療・福祉・交通・経済など地域の中核機能を担うとともに、広域連携の要として災害対応にも重要な役割を果たしている。しかし、財政や人材に制約を抱える中、国による一層の制度・財政支援が不可欠である。

よって、各中核市が地域特性を活かしながら、自立的かつ持続的に災害対応・防災体制を強化していけるよう、以下の事項について提言する。

1 災害対応・防災力の強化等に係る財政支援の拡充

(1) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」の拡充

- ① 能登半島地震で避難所環境や衛生設備の不足等が課題となったことや、昨今の物価高騰、調達困難といった情勢を踏まえ、食料や水等の消耗品類も交付対象に含めるなど、柔軟で現実的な制度運用とすること。

- ② 中核市においては、広域避難や応援物資の集積拠点としての役割が期待される一方、市内全域をカバーする防災倉庫や備蓄施設を十分に確保できていない区域も存在する。災害時に即応可能な体制を整えるため、こうした施設整備については単独事業であっても交付対象とし、中核市が地域全体の防災力を担保できるよう、財政的支援を強化すること。
- ③ 防災は単年度で完結するものではないため、計画的整備が可能となるよう、当交付金の制度を恒久化し、自治体が安心して中長期計画を策定できる環境を整備すること。

(2) 緊急防災・減災事業債等の恒久化

想定外の災害に備えるには喫緊かつ弾力的な整備が求められることから、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の期限を撤廃し、制度の恒久化を行うこと。

2 避難環境の良質化と支援体制の強化

(1) 避難所環境の改善と備蓄体制の確立

- ① 猛暑や寒波などの異常気象が常態化する中、空調設備や断熱対策は避難所の安全・安心を確保する上で不可欠であり、工事費はもとより備品購入の経費も対象に加え、補助制度の拡充を通じて早急な整備を可能とすること。
- ② 各自治体間で備蓄物資の品目や数量にばらつきがあるため、国がガイドラインを明確化し、備蓄内容の標準化を推進することにより、調達効率の向上と災害時の円滑な活用を図ること。

(2) 災害時トイレ環境の整備

- ① 令和7年6月に運用開始された「災害対応車両登録制度(D-TRACE)」は、トイレカー等の迅速な派遣に資する有効な仕組みであるが、車両の種別・台数の確保や、車両提供団体や調整事業者との連携、人員体制など運用面の課題が残ることから、制度の実効性向上に向けた対策を講じること。あわせて、自治体によるトイレカー等の自主的導入を促すため、補助制度の明確化と導入事例の全国共有を進めること。
- ② 災害時の簡易トイレ等の衛生資機材は、自治体単独での対応に限界があるため、全国・広域レベルで相互融通できる体制の確立が不可欠である。一部地域では相互派遣協定やネットワークが構築されつつあるものの、協定の全国展開、標準化された運用ルール、調整人員や輸送・維持管理費への財政支援など、実務面での整備には至っていない。これらを包括的に支える制度設

計を国が主体となり推進すること。

- ③ 排泄物の衛生処理については、災害時に域外搬出がスムーズにできるよう、関係省庁と連携した法制度化を進めること。

(3) 避難所DXによる避難者支援体制の強化

- ① 避難所開設時の受付や避難者名簿の作成、支援物資必要数の把握などの業務は、従来の紙ベースの運用では情報の取得、集計、共有などについて多くの課題がある。こうした業務にスマートフォンやマイナンバーカード、二次元コードなどを利用することで迅速化・効率化が期待できることから、デジタル技術を活用した避難所運営システムの導入経費や運用費への補助制度を創設し、全国的な整備を推進すること。
- ② 避難所の開設状況などを住民にわかりやすく発信する取組や、住民自らの避難経路の確認や備蓄品の準備を促す取組は、避難行動の支援や避難所の混乱防止に有効である。自治体がデジタル技術を活用してこれらの取組を進められるよう、国が整備方針を明確化し、自治体への財政支援を行うこと。

3 災害に強いインフラ整備の推進

(1) 激甚化・頻発化する大規模水害に備えた治水対策の推進

- ① 近年の異常気象や線状降水帯の発生頻度の増加を背景に、内水氾濫や中小河川の氾濫など、従来の治水対策では対応困難な局面が増えている。これに対応するため、「流域治水」の理念の下、河川管理者と自治体、民間地主等が有機的に連携できるよう、国が継続的な財政措置を講じるとともに、法的・制度的に調整機能を強化し、持続可能な地域治水の体制を構築すること。また、地域特性に応じた内水対策を推進するため、国主導で各々の管理者からなる協議の場を設け、点検管理できる体制を確立すること。
- ② 内水氾濫への早期対応に向けては、地域の実情に応じた緊急排水ポンプや調整池、普通河川の整備が不可欠である。人命や重要インフラの被害を最小限にとどめるため、こうした整備に対する国庫補助制度を拡充し、各自治体が計画的に対策を進められるよう支援を強化すること。

(2) 耐用年数を迎える上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進

高度経済成長期に整備された上下水道施設の多くが更新時期を迎えており、漏水や管路破損といった事故が増加している。加えて、地震や浸水などの災害時におけるライフライン確保の観点からも、上下水道の耐震化・老朽化対策は喫緊の課題である。こうした中で、各自治体が継続的かつ計画的に改修・更新を実

施できるよう、交付金の交付要件の緩和及び毎年度安定した財源確保を行うこと。

(3) 円滑な物資配送を可能にする交通網整備

- ① 災害発生時の緊急物資や医療資機材、人員輸送等を迅速に行うためには、平時から災害対応を見据えた道路整備が不可欠である。特に都市部と郊外を結ぶ幹線道路、空港・港湾・物流拠点へのアクセス路については、災害時に支障なく活用できるよう、機能強化を含めた整備を推進すること。
- ② 災害時の物資輸送や人員移動を確保するため、緊急輸送道路の拡幅や橋梁の耐震補強、バイパス整備、さらに孤立リスクの高い地域での代替ルート確保を進める必要がある。これらの道路整備を進めるため、用地取得・設計・維持費用も含めた包括的支援を講じること。

(4) 多様な情報伝達手段を確保するためのデジタル技術の活用

- ① 自治体ごとに整備されている防災情報システムの多くは互換性がなく、災害発生時の広域的な情報共有に課題がある。国により構築された全国共通のプラットフォームである新総合防災情報システム(SOBO-WEB)について、各自治体における運用に向けた技術支援・財政支援を強化すること。
- ② 災害対応の迅速化と住民の避難判断の精度向上には、流域全体の水位情報やゲート操作、降雨状況、避難所混雑情報などをリアルタイムで集約・可視化するICT基盤の構築が必要であるため、国が標準的なモデルを開発し、自治体への導入支援を進めること。
- ③ 立ち入りの困難な場所の被害状況の把握や、罹災証明手続きのための家屋の被害調査などにおいて、ドローンの活用は非常に有効とされている。各自治体でのドローンの準備や、被災地へのドローンの派遣などについて支援体制を整えること。

(5) 津波浸水想定の見直しに伴う新たな対策

- ① 津波浸水想定区域の見直しに伴い、これまで対象外であった地域が新たな避難困難地域に指定されることが見込まれている。これらの区域では津波避難タワーや高台避難路の整備が急務であるが、財源確保が課題となっている。設置費・用地取得費・維持管理費に係る支援制度を拡充し、迅速な整備を可能とすること。
- ② 要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、甚大な被害が生じる前に避難完了することが困難な施設も相当数あることから、様々な想定に対

応した計画について国がガイドラインを示すこと。併せて、避難を支援する者自身の安全管理についてもその中で示すこと。

(6) 「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた支援体制の確保

- ① 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策は令和7年度で終了となるが、災害リスクが高まる中、河川改修や道路の耐震補強、ため池の改修等、全国的に必要なハード整備が未完のままである。これらを確実に進めるため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、地方の実情や現場の課題を踏まえた対策を着実に実行するとともに、十分な予算措置や体制整備を一体的に進めること。
- ② 単年度予算では対応しきれない大型事業が多いため、別枠で安定的な財政措置と交付金制度の継続を行うこと。

4 広域連携体制の構築と支援の充実

(1) 物資・資機材の広域備蓄と融通体制の強化

- ① 災害の広域化・長期化が常態化するなか、自治体単独では備蓄の確保・更新に限界がある。都道府県単位での分散備蓄体制を構築し、発災時に自治体間で迅速に融通可能となる広域的な物資流通ネットワークを整備すること。
- ② 国有地や公有地を活用した保管施設整備、備蓄品のユニット化、標準規格化等を国が主導して推進し、保管効率の向上と物流の迅速化を進めるとともに、設置費・運営費に係る財政支援を講じること。

(2) 災害廃棄物の広域処理体制の構築

- ① 発災時に発生する災害廃棄物は非常に大量かつ多様であり、中核市においても単独での処理能力には限界がある。特に広域支援拠点としての役割を担う中核市では、平時から仮置場の確保や民間事業者との連携(協定等)、処理計画の策定などを計画的に進める必要がある。これらの取組を後押しすることが広域処理体制の構築につながることから、自治体への技術支援や財政支援を一層強化すること。
- ② 災害時における域外処理ルールの特例化や、受入先との事前協定の推進を支援し、環境負荷や住民合意への対応も含めた全体的な仕組みづくりを推進すること。

(3) 自治体間の人的支援体制の整備

- ① 大規模災害の発生時には、被災自治体の職員のみでは十分な対応が困難で

あり、広域的な応援体制が不可欠である。中核市においても、広域避難や医療・物流など多様な対応が求められる一方で、専門職員の不足や派遣体制の構築に課題を抱える場合があるため、広域での応援人材の確保・登録制度等を構築するとともに、派遣・受入体制の整備や関連経費に対する恒常的な財政支援を講じること。

- ② 中核市が中心となって広域調整を担うためには、外部支援団体(NPO、医療支援、物流等)との連携体制の構築が不可欠であり、そのための情報共有基盤と平時からの訓練支援、育成体制を国が主導して整備すること。

5 防災庁に期待する役割

現在、国において検討されている「防災庁」の設置にあたっては、上記提言に対して包括的に対応するとともに、次の役割を果たすことを期待する。

- ① 発災時の指揮調整や平時の政策立案などにあたり、現場の実情を的確に反映させること。
- ② 中核市は災害対応の最前線を担うとともに、近隣自治体との広域連携の要でもあることから、定期的に中核市と意見交換できる仕組みを整備すること。
- ③ 被災者が安心して避難生活を送ることができるよう、また、被災自治体の負担が軽減されるよう、官民含め、幅広い協力体制を平時から構築すること。

令和7年10月31日

中核市市長会

災害対応・防災力の強化等に関する提言（概要）

1 災害対応・防災力の強化等に係る財政支援の拡充

(1)新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)の拡充【重点】

- ①備蓄食糧や生活必需品等の消耗品類も交付対象となるよう範囲を拡大すること。
- ②防災倉庫や備蓄施設の整備を単独事業で行う場合も交付対象とすること。
- ③計画的な防災対策ができるよう、交付金制度を恒久化すること。

(2)緊急防災・減災事業債等の恒久化【重点】

想定外の災害に備えるには喫緊かつ弾力的に対策を講じる必要があるため、緊急防災・減災事業債および緊急自然災害防止対策事業債の期限を撤廃し、早期に恒久化すること。

2 避難環境の良質化と支援体制の強化

(1)避難所環境の改善と備蓄体制の確立【重点】

- ①避難所の安全・安心を確保するため、空調設備や断熱対策にかかる工事費はもとより備品購入経費も対象に加え、補助制度の拡充を通じて早急な整備を可能とすること。
- ②自治体間で備蓄物資の品目や数量にばらつきがあるため、国がガイドラインを明確化し、備蓄内容の標準化を推進することにより、調達効率の向上と災害時の円滑な活用を図ること。

(2)災害時トイレ環境の整備

- ①「災害対応車両登録制度(D-TRACE)」は、制度の実効性向上に向けた対策を講じること。あわせて、自治体によるトイレカー等の自主的導入を促すため、補助制度の明確化と導入事例の全国共有を進めること。
- ②災害時の簡易トイレ等の衛生資機材は、広域レベルで相互融通できる体制の確立が不可欠である。相互派遣協定等における運用ルールの標準化など、実務面で整備を進めるため、制度設計を国が主体となり推進すること。
- ③排泄物の衛生処理については、災害時に域外搬出がスムーズにできるよう、関係省庁と連携した法制度化を進めること。

(3)避難所DXによる避難者支援体制の強化

- ①避難所開設時の受付や避難者名簿の作成、支援物資必要数の把握などの業務に、スマートフォンやマイナンバーカード、二次元コード利用などのデジタル技術を活用するため、避難所運営システムの導入経費や運用費への補助制度を創設し、全国的な整備を推進すること。
- ②避難所の開設状況の発信や、避難経路の確認、備蓄品の準備を促す取組など、自治体がデジタル技術を活用して進められるよう、国が整備方針を明確化し、自治体への財政支援を行うこと。

3 災害に強いインフラ整備の推進

(1) 激甚化・頻発化する大規模水害に備えた治水対策の推進【重点】

- ① 河川管理者と自治体、民間地主などが連携できる仕組みづくりなど、「流域治水」に関して国主導で調整機能を強化すること。また、国主導で各々の管理者からなる協議の場を設け、点検管理できる体制を確立すること。
- ② 内水対策のための緊急排水ポンプの整備や調整池及び普通河川の整備に関する国庫補助事業を拡充すること。

(2) 耐用年数を迎える上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進【重点】

上下水道の耐震化・老朽化対策を継続的かつ計画的に推進していくため、毎年度安定した財源確保を行うこと。

(3) 円滑な物資配送を可能にする交通網整備

- ① 災害時の緊急物資や人員輸送の確保のために、平時から災害時へのフェーズ転換が可能な道路・交通ネットワーク整備を図ること。
- ② 災害時優先道路となる道路の拡幅、補強、バイパス整備を図ること。また、地域が孤立しないよう、複数の輸送経路を確保する代替ルートの整備支援を図ること。

(4) 多様な情報伝達手段を確保するためのデジタル技術の活用

- ① 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)について、各自治体における運用に向けた技術支援・財政支援を強化すること。
- ② 流域全体の水位情報やゲート操作、避難所混雑情報等をリアルタイム集約・可視化するシステムの標準モデルの開発と自治体への導入支援を進めること。
- ③ 立ち入りの困難な場所の被害状況の把握や、罹災証明手続きのための家屋の被害調査などで有効とされるドローンの活用において、各自治体でのドローンの準備や、被災地へのドローンの派遣などの支援体制を整えること。

(5) 津波浸水想定の見直しに伴う新たな対策

- ① 新たに避難困難地域に指定された地域において津波避難タワーや高台避難路等を迅速に整備するため、整備に係る支援を拡充すること。
- ② 要配慮者利用施設が作成する避難確保計画について、様々な想定に対応した計画について国がガイドラインを示すこと。併せて、避難を支援する者自身の安全管理についてもその中で示すこと。

(6) 「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえた支援体制の確保

- ① 国土強靱化5か年加速化対策は終了するが、河川改修や道路の耐震補強等、必要なハード整備は完了していないため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、整備に必要な財源を確保すること。
- ② 単年度予算では対応しきれない大型事業が多いため、安定的な財政措置と交付金制度の継続を行うこと。

4 広域連携体制の構築と支援の充実

(1) 物資・資機材の広域備蓄と融通体制の強化

- ① 物資・資機材の広域での分散備蓄体制を構築し、発災時に自治体間で迅速に融通可能となる広域的な物資流通ネットワークを整備すること。
- ② 国有地等を活用した保管施設整備や備蓄品のユニット化、標準規格化等を国が主導して推進し、保管効率の向上と物流の迅速化を進めるとともに、設置費・運営費に係る財政支援を講じること。

(2) 災害廃棄物の広域処理体制の構築

- ① 災害廃棄物の処理は、中核市においても単独処理には限界がある。広域での処理体制構築に向けた取組を進めるため、自治体への技術支援や財政的支援を一層強化すること。
- ② 災害時における域外処理ルールの特例化や、受入先との事前協定の推進を支援し、環境負荷や住民合意への対応も含めた全体的な仕組みづくりを講じること。

(3) 自治体間の人的支援体制の整備

- ① 大規模災害の発生時には、広域的な応援体制が不可欠であるため、広域での応援人材の確保・登録制度等を構築するとともに、派遣・受入体制の整備や恒常的な財政支援を講じること。
- ② 外部支援団体(NPO、医療支援、物流等)との連携体制を構築するため、情報共有基盤と平時からの訓練支援、育成体制を国が主導して整備すること。

5 防災庁に期待する役割

「防災庁」の設置にあたっては、次の役割を果たすことを期待する。

- ① 発災時の指揮調整や平時の政策立案などにあたり、現場の実情を的確に反映させること。
- ② 定期的に中核市と意見交換できる仕組みを整備すること。
- ③ 平時から、官民を含めた幅広い協力体制を構築すること。

【資料5】

子どもの学びの環境充実に向けた取組に係る提言

全国的に不登校児童生徒数が過去最多を更新し続け、いじめの認知件数も依然として高水準で推移し、重大事態につながる事案が増加するなど、子どもたちを取り巻く環境は極めて深刻な状況にある。特に、いじめの重大事態の発生件数は増加傾向にある。また、SNSなどによるトラブルが増え、対応が困難化・長期化し、不登校の要因としても学業や人間関係の悩みに加え、発達上の特性や家庭環境など、複合的な背景が絡み合い、その多様化・困難化が顕著となっている。

文部科学省においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が策定され、また、重大事態の対応等に関して示された「いじめ防止対策の更なる強化について」において、取組が整理されるなど、子どもたちが安心して学び、生活することができる対策の推進がなされている。

こども家庭庁においても、学校現場だけでなく市長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに取り組む、地域におけるいじめ防止対策の体制構築が推進されているところである。

中核市においては、学びの多様化学校の設置検討や校内教育支援センターの設置など、地域の実情に応じた多様な支援の充実に努めているものの、問題の深刻化・複雑化に加え、対策を担う人材や財源の不足、学校・教育委員会・市長部局といった関係機関の連携における制度的な課題など、個々の中核市の努力だけでは乗り越え難い大きな壁に直面しているのが実情であることから、地域の実情に応じた柔軟な執行を可能とする財政支援の創設など、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、その環境と支援体制の充実に向けた施策を講じるよう、以下の事項について提言する。

1 いじめの問題に対応する学校現場及び市長部局の体制強化に向けた支援

【いじめ対策】

(1) 専門人材の配置(教育的アプローチへの支援)

① スクールロイヤーなど専門人材の配置に係る財政措置の拡充

いじめの事案は多様化・困難化しており、法的な問題などを含む複雑な事案もあることから、学校の教職員だけで対応するには限界がある。また、保護者への対応に専門的な助言が必要なケースもあることから、スクールロイヤーなど専門人材の活用が進むよう、配置に係る費用への財政措置を大幅に拡充すること。

②いじめ防止対策を専門に担当する教職員の加配措置

いじめへの迅速かつ適切な対応を行うことができるよう、いじめの認知から解消まで、いじめ防止対策を担当する専門教職員の配置が可能となるよう加配措置を講じること。

③支援員の配置に向けた補助制度の拡充

いじめ事案への対応は教職員や教育委員会事務局の職員等の深刻な負担増と多忙感を招いている実態がある。教職員等の負担を軽減するため、対象となる児童生徒の見守り体制の強化や保護者への対応などの面で支援が可能な支援員の配置について、補助制度の拡充を図ること。

(2)担当職員の配置(行政的アプローチへの支援)

①市長部局における担当職員の配置に係る支援の充実

現在、こども家庭庁において、市長部局によるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の実証事業が実施されているが、採択された自治体のみが事業を実施することができる仕組みにとどまっていることから、実証事業の検証結果を踏まえ、どの自治体においても市長部局における担当職員の配置が進むよう、配置に係る財政措置の拡充や組織体制の充実に向けた支援を行うこと。

いじめの問題への対応には、学校・教育委員会における教育的な指導による人間関係の再構築を目的としたいわゆる「教育的アプローチ」と、被害者と加害者という概念に基づき、いじめを人権問題として捉え、市長部局における行政的な措置によりいじめを即時停止し、事態の早期収拾を図ることを目的としたいわゆる「行政的アプローチ」があるが、それぞれ目的と役割が異なる2つのアプローチを確保し、並走させることにより、いじめの早期解決を図ることが肝要である。

2 いじめの未然防止と早期発見・早期対応の実効性を高めるための支援

【いじめ対策】

(1)新たな課題に対応した研修及び情報提供体制

①研修資料や先進事例を共有するプラットフォームの構築

いじめの未然防止教育の先進事例に基づく指導教材等については、文部科学省の「いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業」でも作成され、全国に周知されることとなっているが、先進事例における知見がより効果的に活用されるよう、人権教育と生徒指導を関連付けた研修資料の作成や全国の先進事例を共有するプラットフォームの構築等を行い、全教職員の専門性の向上に向けた支援を行うこと。

②SNSトラブルの事例や効果的な指導方法等の教職員研修の充実

SNSの普及によるコミュニケーションのトラブルが増えており、いじめは学校外の時間や空間に拡大するとともに、深刻化している。ネットいじめ等の最新の事例や、加害・被害双方への効果的な指導方法に関する教職員向けの研修機会を充実すること。

(2)学校外でも相談しやすい環境の整備

①タブレット端末を活用した相談システム導入や相談支援に係る補助制度の拡充

児童生徒が1人1台端末を活用し、いつでもすぐにSOSを発信することができる相談システムを導入する自治体が増えている。児童生徒がいじめに関する悩みを相談しやすい環境を更に整備するため、タブレット端末を活用した相談システムの導入や相談体制の構築について、制度全体の国庫補助率を引き上げる等の財政措置を講じるとともに、補助対象条件を緩和すること。また、電話、対面、手紙、メール、フォーム、SNSアプリなど多様な相談窓口を整備し、児童生徒や保護者が様々な相談方法を選択できる体制をつくること、いじめの早期発見・早期対応に有効であることから、相談支援に係る必要な経費について補助制度の拡充を図ること。

②組織の設置目的の異なる「学校・教育委員会」と「市長部局」それぞれにおける相談体制整備に係る支援の充実

組織の設置目的の異なる「学校・教育委員会」と「市長部局」のそれぞれに相談体制を整備し、児童生徒や保護者に対して2つの選択肢を提供することにより、相談者の希望に沿った解決を図ることができることから、相談体制の整備に係る財政措置や組織体制の充実に向けた支援を行うこと。

(3)加害児童生徒への適切な指導と支援

いじめ防止対策推進法では、加害児童生徒に対して出席停止措置や児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる措置を執ることも可能であるが、その措置が長期化した場合に対応するため、次の措置を講じること。

①学習の保障と専門的指導やカウンセリングを受けられるプログラムの整備

加害児童生徒の学習を保障しつつ、自身の行為と向き合い、立ち直りを支援するため、社会性を育成する専門的な指導やカウンセリングを受けられるプログラムを整備すること。

②懲戒を目的としない転校措置制度の検討

いじめが重大化・長期化するような深刻なケースにおいて、加害児童生徒の登校継続により被害児童生徒の登校が困難になる場合や、別室登校により加害児童生徒の教育を受ける権利が十分に保障されない場合もあることから、学

校、学校の設置者又は学校を設置する地方公共団体の長が、懲戒を目的としない加害児童生徒の転校措置を執ることができるよう、制度の見直しについて検討すること。

3 「重大事態」への対応における課題解決に向けた支援【いじめ対策】

(1) 専門家の確保

① 専門家をリスト化した人材バンクの整備及び自治体への派遣体制の構築

重大事態の調査においては、中立性・専門性を担保するための弁護士や精神科医などの専門家の協力が不可欠であるが、適切な人材の確保が困難な状況にある。そのため、調査経験の豊富な専門家をリスト化した人材バンクを整備するとともに、自治体の要請に応じて専門家を迅速に派遣できる制度を創設すること。

(2) 調査体制の整備

① 質の高い調査を保証する調査委員報酬等の経費補助

いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底が求められている中で、特に重大事態が複数発生した場合には、調査に係る財源負担が非常に大きくなることから、自治体の財政規模にかかわらず、全ての重大事態に対し、質の高い調査が保証されるよう、専門家への報酬等を含む調査費用に対する補助制度を創設すること。

② 重大事態の調査における調査主体の範囲の拡大

調査の実効性を高め、迅速に対応するため、重大事態の調査主体に市長部局も含めるための制度改正について検討すること。

③ 異なる地域間・学校間での調査の責任主体や重大事態の調査の対象期間の明確化

重大事態の発生後に対象の児童生徒が進学・転学した場合等において、調査の責任主体が不明確となり迅速に対応できないことや、発生後、長期間が経過した事案について、調査が極めて困難となるといった課題があることから、重大事態の調査の責任主体や過去に起きた重大事態の調査の対象期間の考え方を「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において明示すること。

4 誰一人取り残されない学びの保障に向けた人的体制への支援【不登校対策】

(1)教職員定数の拡充【重点項目】

①不登校支援を専門とする教職員の加配措置

不登校や何らかの要因により学級に入りにくい児童生徒に対しては、一人一人の状況やニーズに沿った支援を行う必要があるが、現状では支援を行う人材が恒常的に不足しており、多くの学校で管理職や養護教諭、空き時間のある教員が教室以外の別室で個別に支援を行うなど、計画的・継続的な支援が困難な状況である。そのため、不登校や何らかの要因により学級に入りにくい児童生徒への個別の支援を専門的に担う教職員の加配措置を講じること。

②学びの多様化学校における人員体制の充実と人員補充のための財政措置

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校では、一人一人の特性や状況に寄り添った教育を実施するため、特に手厚い支援体制が必要となることから、学びの多様化学校が独自に必要な教職員の加配定数を新たに設定し、人員体制の充実強化を進めること。また、教職員が不足する場合には、人員補充のための財政措置を講じること。

(2)校内教育支援センター等における支援員の安定的な配置【重点項目】

①全ての小・中学校及び義務教育学校における専属支援員の常時配置

校内教育支援センターについては、設置している多くの自治体において、児童生徒の安心できる居場所として有効に機能している一方で、支援員の不足により、支援員が未配置となっている学校や、配置されていても不在となる時間帯が多く発生している学校があることが課題となっている。児童生徒がいつでも安心して過ごせる居場所を確保するため、全ての小・中学校及び義務教育学校に専属支援員が常時配置されるよう、既に配置されている支援員も含めた専属支援員に係る財政措置を拡充すること。

(3)専門スタッフの配置・拡充

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置校や配置時間の拡大に向けた財政措置

不登校児童生徒やその保護者の中には、心理的なケアや福祉的なアプローチが必要な場合があり、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)による支援の重要性が増している。しかし、配置が十分ではなく、相談の順番待ちが発生するなど、迅速な支援を行うことができない状況にあるため、児童生徒や保護者のニーズに応えられるよう、SCやSSWの配置校や配置時間を大幅に拡充するための財政措置を講じること。

5 児童生徒の多様な学びの場と居場所の確保・充実【不登校対策】

(1) 学校内における多様な学びの場と居場所の整備促進【重点項目】

① 校内教育支援センター等の設置や環境充実に向けた財政措置

校内教育支援センターについては、空き教室の不足により設置自体が困難な学校や、設置できても十分な環境を整備できない実態があることから、教室の改修や備品購入、ICT機器の整備など居場所の質を高めるための継続的な財政支援を行うこと。また、補助対象を新規設置校に限定せず、先進的に取り組んでいる自治体に対しても財政措置を拡充すること。

(2) 学校外の学びの場の確保と経済的支援

① 教育支援センターの機能強化に向けた運営費の支援拡充

不登校児童生徒への主な支援として各市の教育委員会が設置している教育支援センターについては、アウトリーチ支援を主たる業務として行う支援員以外は補助対象となっていないが、教育支援センターの機能強化を図り、不登校児童生徒への相談機能や学習支援だけでなく、多様な体験活動などを提供できるよう運営費に係る財政措置を拡充すること。

② 学びの多様化学校の設置及び運営に係る財政措置の拡充

多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々の実態に配慮した教育を実施する学びの多様化学校の必要性を鑑み、整備を推進・検討している自治体もあるものの、財政的な負担が大きな課題となっているのが現状である。学びの多様化学校の設置等に係る補助制度については、文部科学省の「学びの多様化学校の設置促進」等の関連事業が実施されているが、多くの自治体への設置実現に向け、地域の実態に応じた柔軟な制度設計の見直しや補助制度の拡充を図ること。また、学びの多様化学校のみならず、自治体で設置する学校外の居場所での学習支援についても、運営費に係る財政措置を拡充すること。

③ フリースクール等の民間施設を利用する家庭への経済的支援

多様な学びの場や居場所の確保として、フリースクール等の民間施設の利用を検討するケースが増えているが、経済的な理由で断念する家庭も少なくなく、経済面の支援が行き届かない状況にある。学びの機会均等の観点から、フリースクール等の民間施設を利用する児童生徒の家庭に対して、経済的負担を軽減するための補助制度を創設すること。

(3) 新たな支援アプローチの導入促進

① ICTを活用したオンライン上の居場所づくりへの支援

1人1台端末の整備により、家から出ることができない児童生徒に対して、ICTを活用して学校や教育支援センターとオンラインでの授業配信やカウンセリングを実施することが可能となった。また、メタバース空間を活用した支援は社

会とつながるための重要なツールとなり得る。そのため、ICTを活用したオンライン上の居場所づくりや学習支援に取り組む自治体への財政的・技術的支援や、オンライン支援を担う専門人材の育成・確保に対する支援を行うこと。

6 持続可能で効果的な支援を実現するための体制の確立【不登校対策】

(1)省庁連携による包括的な支援体制の構築

①連携事業の恒久化と拡充

文部科学省の「不登校対策COCOLOプラン関連事業」や、こども家庭庁の「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」や「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」等の省庁連携により行われる事業については、教育と福祉の連携を促進する上で大変有効であることから、対象となる期間や自治体数を限定することなく、希望する全ての自治体において実施できるよう、恒久的な制度とすること。

令和7年10月31日

中核市市長会

子どもの学びの環境充実に向けた取組に係る提言【概要版】

不登校児童生徒数が過去最多を更新し、いじめの認知件数、いじめの重大事態の発生件数やSNSを介したトラブルも増加するなど、子どもを取り巻く状況は極めて深刻な状態にある。文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障（COCOLOプラン）」や「いじめ防止対策の更なる強化」を打ち出し、こども家庭庁も市長部局からのアプローチによる地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進しており、中核市ではこれらを受けて学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置など支援の充実に努めているが、人材・財源不足や、学校・教育委員会・市長部局間の連携の制度的課題など、個別自治体だけでは解決困難な課題があることから、子どもたちの健やかな成長を支える環境・支援体制の充実にに向けた施策を提言する。

1 いじめの問題に対応する学校現場及び市長部局の体制強化に向けた支援

（１）専門人材の配置（教育的アプローチへの支援）

- ①スクールロイヤーなど専門人材の配置に係る財政措置の拡充
- ②いじめ防止対策を専門に担当する教職員の加配措置
- ③支援員の配置に向けた補助制度の拡充



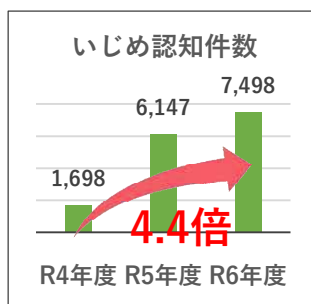
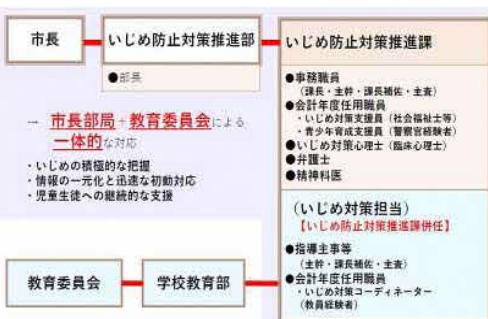
▲【旭川市】警察との連携による非行防止教室



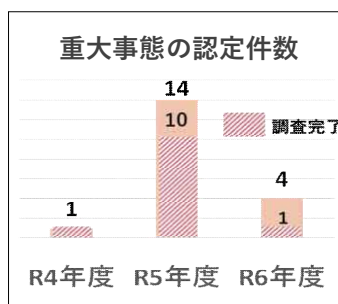
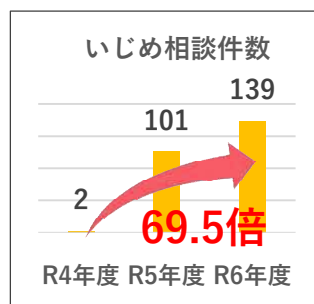
▲【岐阜市】いじめ主任対策監による研修会

（２）担当職員の配置（行政的アプローチへの支援）

- ①市長部局における担当職員の配置に係る支援の充実



▲【旭川市】取組の成果



▲【旭川市】いじめ防止対策の組織体制

2 いじめの未然防止と早期発見・早期対応の実効性を高めるための支援

（１）新たな課題に対応した研修及び情報提供体制

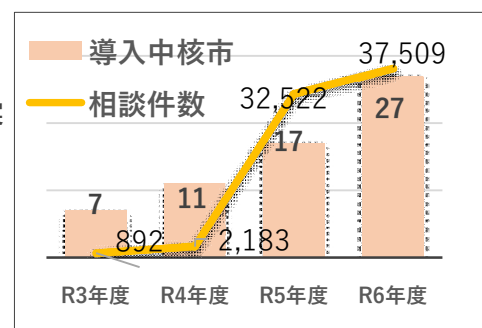
- ①研修資料や先進事例を共有するプラットフォームの構築
- ②SNSトラブルの事例や効果的な指導方法等の教職員研修の充実

（２）学校外でも相談しやすい環境の整備

- ①タブレット端末を活用した相談システム導入や相談支援に係る補助制度の拡充
- ②組織の設置目的の異なる「学校・教育委員会」と「市長部局」それぞれにおける相談体制整備に係る支援の充実

（３）加害児童生徒への適切な指導と支援

- ①学習の保障と専門的指導やカウンセリングを受けられるプログラムの整備
- ②懲戒を目的としない転校措置制度の検討



▲タブレット端末を活用した相談システム導入市及び相談件数【中核市】



▲【八尾市】いじめ報告相談アプリ

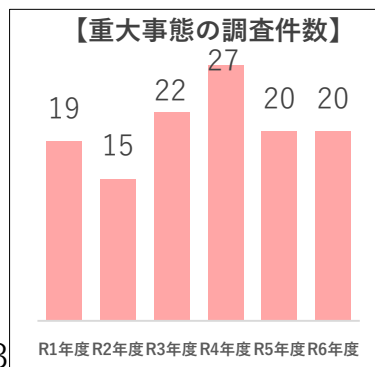
3 「重大事態」への対応における課題解決に向けた支援

（１）専門家の確保

- ①専門家をリスト化した人材バンクの整備及び自治体への派遣体制の構築

（２）調査体制の整備

- ①質の高い調査を保证する調査委員報酬等の経費補助
- ②重大事態の調査における調査主体の範囲の拡大
- ③異なる地域間・学校間での調査の責任主体や重大事態の調査の対象期間の明確化



金額	件数
100万円未満	74件
100万円～300万円未満	27件
300万円～1,000万円未満	18件
1,000万円以上	4件

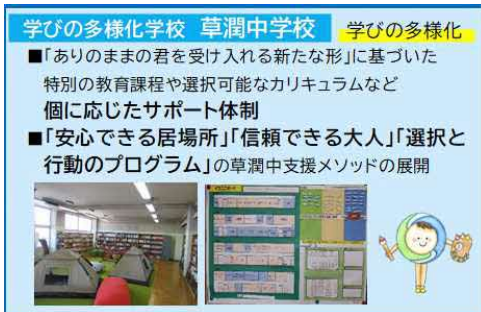
4 誰一人取り残されない学びの保障に向けた人的体制への支援

(1) 教職員定数の拡充【重点項目】

- ①不登校支援を専門とする教職員の加配措置
- ②学びの多様化学校における人員体制の充実と人員補充のための財政措置

▼学びの多様化学校設置状況等について【中核市】

設置済	設置検討中	設置予定なし	未定
4市	19市	37市	2市



▲【岐阜市】学びの多様化学校の例

(2) 校内教育支援センター等における支援員の安定的な配置【重点項目】

- ①全ての小・中学校及び義務教育学校における専属支援員の常時配置

▼中核市における校内教育支援センターの設置状況 (単位：市)

区分	設置あり			設置なし
	市内全ての学校に設置			
	全ての学校に支援員等を配置			
小学校（61市）	49	12	6	12
中学校（61市）	59	29	13	2
義務教育学校（設置19市）	13	12	8	6



▲【旭川市】校内教育支援センター支援員による学習支援

(3) 専門スタッフの配置・拡充

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置校や配置時間の拡大に向けた財政措置

5 児童生徒の多様な学びの場と居場所の確保・充実

(1) 学校内における多様な学びの場と居場所の整備促進【重点項目】

- ①校内教育支援センター等の設置や環境充実に向けた財政措置

(2) 学校外の学びの場の確保と経済的支援

- ①教育支援センターの機能強化に向けた運営費の支援拡充
- ②学びの多様化学校の設置及び運営に係る財政措置の拡充
- ③フリースクール等の民間施設を利用する家庭への経済的支援

▼【明石市】フリースクール利用者への助成制度

助成額	助成率
月10,000円	利用料の1/2

▼【尼崎市】学びの多様化学校 (R8.4月開校予定)



(3) 新たな支援アプローチの導入促進

- ①ICTを活用したオンライン上の居場所づくりへの支援

不登校児童生徒総合サポート事業

■在籍校に籍を置いたまま週に数回草潤中学校の支援を受けることができる「草潤サポート」

■メタバース空間を活用した不登校児童生徒への支援「オンラインフリースペース」

→ 統合して、個のエネルギー状態に合わせた様々な学びを提供

学校以外の支援・居場所づくり

▲【岐阜市】オンラインフリースペース「みちる〜む」



6 持続可能で効果的な支援を実現するための体制の確立

(1) 省庁連携による包括的な支援体制の構築

- ①連携事業の恒久化と拡充

【資料6】

令和8年度税制改正に関する要請

中核市は、地方自治法その他の法令に基づき、多くの権限が移譲された真の地方分権をけん引すべき重要な存在であり、地域の拠点都市として、人口減少・少子高齢化への対応や社会インフラの維持といった喫緊の地域課題の解決に、率先して取り組む責務がある。

われわれ中核市が一丸となってその機能や役割をいかんなく発揮するためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であり、刻々と変化する社会の実態に応じた柔軟で実効性のある税制度・しくみの変革を常に希求し、不断に、かつ、果敢に挑戦を継続しなければならない。

よって令和8年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 税制改正に係る地方団体との協議

地方財政に影響を及ぼすことが想定される税制改正については、検討の段階から、地方団体との協議を実施するなどにより、地方の意見を反映すること。

また、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、減収分は確実に全額国費で補填すること。

2 税制改正における自治体への配慮

(1) 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、システム改修に要する期間等についても適切に考慮した上で、自治体の事務負担増につながらないよう、改正内容を早期にシステム標準化の仕様設計に反映させるとともに、所要の経費については十分な財政措置を講じること。

(2) 簡素な税制の実現

税制は、「公平・中立・簡素」の三原則に基づいて運営されるべきだが、近年の税制は複雑化し、自治体の事務負担やコストの増大が懸念されるほか、納税者にも分かりにくいものとなっている。

今後の制度設計にあたっては、誰にとっても簡素で分かりやすいものとし、自治体業務の負担にも十分に配慮した上で、事務効率の向上に資する税制とすること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行わないこと。

経済対策などに伴う政策的な減税措置は、本来、市町村の基幹税目である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金など国の財源により実施すべき性質のものであり、地方に減収を生じさせるような制度の見直しは行わないこと。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置、課税標準特例措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6 電子化による事務効率化の推進

(1) 税務システムの標準化への対応

ガバメントクラウド利用料を含め標準準拠システム移行後の運用経費については、「少なくとも3割削減を目指す」との目標に反し、想定を上回る運用経費の増大が見込まれる。

これに対して、国からの根本的な解決策が示されてこなかったが、この度、実態の意見やコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方について検討する旨の見解が新たに示された。

標準準拠システム・ガバメントクラウドの本格利用は始まっており、一刻も早く、目標を具現化するための方針を確定させ、運用経費の増大分については、普通交付税措置ではなく各自治体の状況を適正に反映する形で、国費対応を含め、国の責任において適正に財政措置を行うこと。

(2) eLTAXを活用した税以外の公金収納への対応

地方税統一QRコード等を利用したeLTAX経由の納付について、遅くとも令和

8年9月までに、税以外の公金収納を開始することを目指している。令和5年4月に対象を地方税の全税目に拡大した際には、決済能力や処理容量に不足があり、二重納付や入金・収納データの遅延が発生した。対象を拡大するにあたっては、地方税をはじめ公金収納に影響を及ぼすことのないよう関係省庁の連携のもと十分な準備を行う旨を税制改正大綱に盛り込むとともに、地方公共団体への情報提供を迅速に行うこと。

また、地方税統一QRコード付き納付書に対応するため生じるシステム改修等のコストについては、全ての自治体に共通して発生するものであるため、交付税措置ではなく、国費負担による財源措置を行うこと。

(3)eLTAXを利用した収納方法の拡充

納税環境整備の具体的手法として、eLTAXを利用した納税方法に、賦課決定税目に係る口座振替(金融機関口座の事前登録により、継続して自動引き落としする方法(申告税目に係る電子申告と連動したダイレクト納付とは異なる))、クレジットカード定期払い(クレジットカードの事前登録により、継続して自動決済する方法)及びコンビニエンスストア払いを加えること。また、eLTAXを経由する納付を地方税以外の地方公金にも拡大した際には、当該地方公金の納付方法についても同様に、口座振替、クレジットカード定期払い及びコンビニエンスストア払いを利用できる環境を整えること。

(4)申告から納税までのデジタル完結にあたってのeLTAX利用促進と効率的な仕組みの構築

eLTAXにおいては、令和5年4月から電子納税の対象税目が全税目に拡大され、令和7年度には申告・申請の電子化が完了する。残る納税通知等の電子化は令和9年から10年に予定され、これによって申告から納税までのデジタル完結が実現する。

中核市としても、個人及び中小事業者のデジタル移行は、行政・民間ともに重要事項であり、電子申告から電子納税までの一貫した利用を促進することは、次なる大きな課題の一つである。

そのためには、国・地方・金融機関・関係団体が連携して電子納税の普及啓発に努める必要があるが、全国規模の課題であることを踏まえ、eLTAXの利用頻度を高める観点から、人口が集中している政令市や中核市の実情を十分に把握した上で、国が積極的な調整を主導すること。

また、事業者が個人住民税(特別徴収)を紙の納入書で納税した場合等に、金融機関との取り決めにより窓口収納手数料を自治体が負担しており、多大な財政負担になっていることに対して、国として電子納税の義務化を検討するなど、より効率的に徴収できる社会的な仕組みを構築すること。

7 住民税制度の合理化、事務の円滑化

(1) 給与支払報告書への同一生計配偶者の項目追加

合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者は、以前は配偶者控除の対象者として所得の把握等が行えていたが、令和元年度の住民税から、配偶者控除が認められなくなり、全ての住民の所得状況を把握する住民税においては、収入のない配偶者は未申告者となるため、給与支払報告書(個人別明細書)の様式に、同一生計配偶者の項目を追加すること。

(2) 国税連携に係る所得税確定申告書データの早期提供

所得税の確定申告書は、住民税を課税する上で重要かつ不可欠なものである。そのため、個人住民税の当初課税事務及び個人住民税を基礎として算定する国民健康保険税や介護保険料等の事務を適正かつ確実にを行うためには、期限内申告分の所得税の確定申告書データについては、遅くとも3月末までに市町村に送信すること。また、期限後申告分の確定申告書データについては、6月以降、月1回の送信となっているが、速やかに適正な課税を行えるよう、月1回に留まらないデータ送信を行うこと。

(3) 特別徴収対象年金所得者が死亡した際の個人住民税徴収方法

特別徴収対象年金所得者が死亡した際、相続人代表者の特定に時間を要し、賦課が滞る問題が生じている。

よって、特別徴収対象年金所得者が死亡した際、同一世帯の筆頭者を相続人代表者とみなすなど、実情に即した制度を構築すること。

8 固定資産税制度の合理化、事務の円滑化

(1) 不動産登記名義人住所が国外の場合の、固定資産税及び都市計画税賦課徴収事務の円滑化

土地・建物の不動産登記名義人の住所が国外の場合(以下「国外名義人」という。)について、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立し、国外名義人の国内連絡先が所有権登記の登記事項に追加された。不動産登記手続きを行う際に、課税庁に対する納税管理人の申告を義務付けるなど、国外名義人に対する賦課・徴収事務が円滑に遂行できるよう規定を整備すること。

(2) 相続財産清算人等の選任

相続人不存在や所有者居所不明の場合における、相続財産清算人及び不在者財産管理人の選任制度を柔軟に活用できるよう法整備をすること。

(3) 税の返還に関する明確な法の整備

地方税法に定める期間を超えて還付する場合の根拠規定につき、多数の自治体で地方自治法第232条の2を適用して対応している状況であるため、全国的に統一された根拠となるよう法を整備すること。

(4)固定資産評価基準(土地・家屋)の整備

固定資産評価基準の土地評価、特に宅地の画地計算に用いる補正率、家屋評価の補正項目及び補正係数について、その判定方式の明示や解釈の統一化など見直しを図ること。

(5)非課税となる固定資産の明確化

地方税法第348条第2項各号及び第4項の非課税の範囲を政令や省令等で明確にし、全国の自治体で統一した解釈や判断ができるよう基準を整備すること。

(6)不動産登記情報へのマイナンバー等の記載

所有者不明の土地や家屋の発生予防のほか、地方団体の固定資産税課税事務の効率化のため、登記申請時には、申請物件所有者のマイナンバー(個人番号)の提出を義務付けるとともに、マイナンバーに加え4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を記載した登記情報について、地方税法第382条に基づき登記所から市町村長へ通知すること。

(7)相続放棄時の固定資産税課税に係る法解釈

民法第939条の相続放棄を行った者が、地方税法第343条第2項後段の「当該土地又は家屋を現に所有している」場合の、課税の取扱いを明確にすること。

(8)商業地における負担調整措置の見直し

商業地等における負担水準が60%～70%の場合の課税標準額は、前年度の課税標準額と同額に据え置かれるが、同じ価格の土地でも負担水準の違いで税負担に差が生じるなど課題もあることから、税負担の公平性を確保するため、商業地等における据置特例を廃止するなど、負担調整措置の見直しを図ること。

(9)住宅建替え中の土地に係る固定資産税・都市計画税の住宅用地特例措置の適用要件の統一化

住宅建替え中の土地に対して、地方税法第349条の3の2の住宅用地に係る課税標準の特例措置を適用できる要件のうち、「住宅の建設が当該年度に係る賦課期日において着手」の要件について、全国の自治体で統一した解釈や判断ができるよう、見直しを図ること。

(10)家屋評価の公平公正な税制

家屋の評価は取引単価を考慮しない再建築価格方式であるにもかかわらず、居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直しの実施など、取引単価を考慮する改正は、評価額算出の根本を揺るがすものである。

よって、取引単価の考慮等、今後に波紋を広げるような税制改正は行わないこと。

(11)償却資産における電子申告システムの改善

償却資産の電子申告方法について、国においてシステムの仕様を再構築するなど各自治体における対応の差を解消し、負担軽減を図ること。

9 軽自動車税制度の合理化、事務の円滑化

(1)申告等情報の電子での提供の法制度化

二輪の軽自動車等(125cc超)の運輸支局で登録・廃車手続を行ったものについて、その登録廃車情報を申告情報と併せて該当の市区町村へ電子データにて提供するよう法制度化し、事務の円滑化を図ること。

また、軽自動車税申告手続きのシステム改修等に要する経費については、十分な財政措置を講じること。

(2)軽OSSの利用促進

三輪以上の軽自動車の新車購入時の申告等をオンライン化の対象とした軽OSSについて、国においても利用促進に係る広報活動を実施すること。

(3)軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の公開

軽JNKSについて、令和5年1月から軽四輪、令和7年4月から二輪の小型自動車の運用を開始し、継続検査(継続車検)窓口での「納税証明書の提示」を原則不要としたことに伴い、自動車関連業者等から納付状況を予め確認するため自治体への問合せが増加している。

そうした状況を踏まえ、具体的な公開手法について十分な注意を払った上で軽JNKSを自動車関連業者等にも公開し納付状況を確認することができるようにするなど、自治体の負担軽減を図るよう環境整備を図ること。

(4)種別割の標準税率

軽自動車税種別割の標準税率に、特種用途自動車等の税率を規定すること。又は、特種用途自動車等の課税の明確な基準を設けること。

10 徴収事務の改善・円滑化

(1)国外転出者への課税・徴収体制等の改善

国外への転勤や転居、また、外国人住民の増加などにより、市税が未納のまま国外へ転出する事例が増えていることから、出国前の納税管理人の設定の制度化など、納税漏れのないよう必要な制度を構築すること。

(2)給与の差押え金額の計算範囲の変更

生計を一にする親族に一定額以上の収入がある場合は、差押禁止額の算定基礎とする生活扶助対象者から除外できるようにすること。

(3)租税債権者による自動車(軽自動車・二輪車含む)の所有権代位移転登録制

度の創設

滞納処分の差押えに当たり、所有権留保付き自動車の割賦代金が完済されている場合において、租税債権者の代位や監督官庁の職権による所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

(4)代表相続人に係る指定範囲の拡大

地方団体の長による代表相続人の指定ができる場合を拡大するよう法令や手続きの見直しを図ること。

(5)公売手続き前の立入調査権の拡充

国税徴収法に基づく公売手続きにおいて、第三者に使用させている不動産への強制的な立入調査権を認める等、民事執行法と同様の措置を講じること。

(6)固定資産税等の滞納に係る無剰余公売制度の創設

民事執行法第63条第2項と同様に、租税の執行機関に配当がなくとも手続き費用を超えるなら、優先債権者の同意がある場合に限り公売を可能とする、無剰余での公売制度を創設する等制度の改善を図ること。

(7)職権による特別徴収から普通徴収への切替え

特別徴収による個人住民税を滞納している特別徴収義務者の義務者指定を職権で取消し、普通徴収への切替えができるようにすること。

(8)森林環境税の減免に係る宥恕規定の創設

森林環境税の免除において、個人住民税の減免の取扱いと整合を図るため、森林環境税の免除に該当することが明らかであり、かつ市長が必要と認める場合に限り、被災者等からの申請なしに免除を適用することができる宥恕規定を設けること。

(9)個人の道府県民税に係る徴収取扱費の引き上げ

人件費や物価等の高騰に伴って、賦課徴収に関する事務費も上昇していることから、個人の道府県民税に係る徴収取扱費を引き上げること。

11 国民健康保険制度の見直し及び財政支援

(1)国民健康保険税への財政支援

国民健康保険制度は、被保険者の低所得者が多い一方で医療費水準が高い構造上の問題があり、他の医療保険制度と比較して保険料の負担率が高い。近年の物価高騰は被保険者にとって実質的な負担増となっているほか、都道府県単位での保険料水準の統一が被保険者にとって負担増となる場合もあることを踏まえ、国において、抜本的な財政支援を早急に実施すること。

なお、令和8年度以降予定されている、高額療養費に係る自己負担限度額の引き上げの検討に当たり、被保険者、保険者双方に過重な負担を強いるものとなら

ないよう、財政支援等の適切な措置を講じること。

(2) 所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等の軽減判定所得の算出方法の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ非常に複雑であり、間違いを生じやすい現状である。国において、平成30年度に改正案の検討が行われたままとされていることから、市区町村の事務負担が大きくなり、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

(3) 子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充

令和4年度から未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割の軽減措置が導入されたところだが、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象年齢の拡大や軽減割合の引き上げなど、国の責任において財源を含めた子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充を行うこと。

(4) 世帯主以外の被保険者の納税義務の見直し

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者であるから、国民健康保険制度を利用している被保険者であっても世帯主でなければ、納税義務が発生せず、滞納処分もできない。国民健康保険制度の円滑な執行のため、世帯主以外の被保険者に連帯納税義務を課すなど、制度の見直しを行うこと。

(5) 外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化

外国人被保険者が増加する中、国民健康保険に係る外国人収納率の向上は全国的な課題であることから、外国人の在留期間更新の際における国民健康保険税の納付証明書提出の義務化を「特定技能」に限定されている取扱いから、一般税の納税額証明書と同様の在留資格申請まで拡大すること。

12 都市計画税制度の見直し

(1) 都市計画税充当事業の拡充

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が目的税として課税しているが、その用途について、過去に都市計画事業認可を受けて整備された施設の改修及び都市計画事業認可を受けない都市施設の整備・改修に充当できるようにするなど、充当事業の拡充を図ること。

さらに、バスやタクシーといった公共交通が重要な交通インフラとして位置づけられている地域において、生活交通の確保や維持、改善のため安定した財源を確

保し、公共交通の更なる整備や充実が図られるよう、当該事業を都市計画税の
充当対象事業とすること。

(2)課税基準の明確化

地方税法第702条に規定されている、市街化調整区域内において都市計画税
を課税することができる「特別の事情」の明確化を図ること。

13 国有資産等所在市町村交付金の見直し

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分についてのみ
対象とされているが、都市計画税相当分についても交付対象とするよう見直しを図
ること。

また、固定資産税及び都市計画税に相当する額について、算定基準を明確にする
こと。

14 事業所税における課税団体要件等の見直し

人口が30万人を下回った場合、課税団体の指定が取り消され、事業所税を課税
することができなくなるが、一方で、財政需要は急激に減少するものではない。

よって、安定した住民サービスを提供できるよう課税団体要件の見直しや指定都
市取消による減収分の激変緩和措置の創設など、必要な措置を講じること。

15 法人市民税の中間申告納付制度の見直し

法人市民税の中間申告納付による還付加算金は、自治体への財政的な負担が非
常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人市民税の中間申告納付制
度を見直すこと。

少なくとも、確定申告の申告期限を延長した法人に係る還付加算金の算定におい
ては、平成29年度税制改正における申告期限延長月数の増による地方団体への影
響増大を踏まえ、当該延長期間を除外すること。

16 地方法人課税の偏在是正における地方への配慮

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たって
は、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図
っている中核市の努力が損なわれないよう配慮することが望ましい。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに合わせ、
地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、こ
の措置による財源については、引き続き必要な歳出を地方財政計画に確実に計上す
ること。

さらに、国・地方を通じた法人関係税収は中核市の行政サービスを支える上で重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講ずること。

17 ふるさと納税における地方自治体の負担の縮小

(1)ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額の補填

ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る所得税控除相当額について、個人住民税の減収分を全額国費で補填するなど、制度の改善を図ること。

(2)ふるさと納税制度の更なる適正化

ふるさと納税制度については、高額所得者ほど控除と返礼品による経済的利益を得られるなど公平性の観点からの問題も指摘されている。

また、過度の返礼品競争により平成31年度に税制が改正され適正化が図られたところではあるが、都市部においては寄附額より個人市民税における減収額が大きく上回っているところであり、財政をひっ迫する要因の一つとなっている。

一方で、地方では重要な財源となっている自治体もあることから、さらなる制度の適正化を図ること。

なお、令和5年10月に開催された、財政制度審議会においてふるさと納税制度に基づく自治体への寄附金について、「特定財源」から「一般財源」への変更を検討すべきとの提案がなされたが、地方創生を推進するための各自治体の創意工夫による取り組みを抑制しかねない見直しは行わないこと。

18 税務情報の開示が可能となる業務の明確化

税務情報の開示が可能な業務・照会については、各自治体で地方税法上の守秘義務が解除されるかどうかを判断して対応しているため、地方税法において、本人の同意無しで開示可能となる対象業務を明確化すること。

19 EBPM推進のための税情報活用可能な考え方の明示

EBPM(証拠に基づく政策立案)において、個人情報の匿名化・仮名化の手法とその取扱いについて全国的に統一された一定の要件を設け、当該要件を満たすことで税務情報を利活用することが可能になるような考え方(地方税法第22条の守秘義務で禁止されている「窃用」に該当しないことの確認を含む。)を国として示すこと。

20 法令等の規制により減収となった固定資産税等を補填するための財政措置

土砂災害特別警戒区域等に存する土地など、法令等により利用制限がかかる土地に対して減額している固定資産税等について、減収分を補填する財政措置を講じ

ること。

21 固定資産税・都市計画税に係る被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置等の延長

災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合、原則として被災後2年度分に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減する特例措置が設けられているが、甚大な被害があった被災地については、人手・資材不足等により被災住宅の撤去や新たな住宅の建設が遅れ、住居の再生が2年以内に困難な場合も少なくないことから、当該特例措置の適用期間を実情に合わせて延長すること。

また、災害により滅失等した償却資産又は家屋の所有者が、代替資産を取得等した場合における特例措置等について、被災住宅用地の特例と同様に取得期間を延長すること。

令和7年10月31日

中核市市長会

参 考 資 料

【参考資料 1】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本全体の経済の活性化、福祉の向上などに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核市市長会の事業活動に対する支援
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、中核市市長会事務局において処理する。

附 則

この規約は、平成26年7月23日から施行する。

【参考資料 2】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書

中核市は、住民に身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスの不断の向上に努めるとともに、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを展開するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を担っています。

現在、日本国内においては人口減少への対策をはじめ、都市再生や安心・安全のまちづくりなど、喫緊の課題が山積しています。これらの課題解決のためには地域の活性化が不可欠であり、中核市は基礎自治体として住民生活に身近な施策を推進するとともに、近隣市町村と緊密な連携を図り、地域の牽引役を十分に果たしていく必要があります。そのため、中核市の更なる機能強化を伴った地方分権の推進が急務となっています。

地方分権については、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、その間、第1次・第2次の改革を通じて一定の成果がありました。しかしながら、中核市が地域の発展に向けた機能や役割を果たす上では、未だ不十分と言わざるを得ません。国の施策とそれに伴う社会経済の変化を見据え、改めて国と地方の役割を見直し、中核市をはじめとする基礎自治体が、自主的・自立的に施策を決定できる真の分権型社会の実現が求められています。

中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進するに当たり、党派を超えた国会議員各位のご支援により「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」を設立いたしたく、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

平成26年7月23日

呼びかけ人

函館市長 工藤壽樹	旭川市長 西川将人	青森市長 鹿内博	盛岡市長 谷藤裕明
秋田市長 穂積志	郡山市長 品川萬里	いわき市長 清水敏男	宇都宮市長 佐藤栄一
前橋市長 山本龍	高崎市長 富岡賢治	川越市長 川合善明	船橋市長 松戸徹
柏市長 秋山浩保	横須賀市長 吉田雄人	富山市長 森雅志	金沢市長 山野之義
長野市長 加藤久雄	岐阜市長 細江茂光	豊橋市長 佐原光一	岡崎市長 内田康宏
豊田市長 太田稔彦	大津市長 越直美	豊中市長 浅利敬一郎	高槻市長 濱田剛史
枚方市長 竹内脩	東大阪市長 野田義和	奈良市長 仲川げん	和歌山市長 大橋建一
姫路市長 石見利勝	尼崎市長 稲村和美	西宮市長 今村岳司	倉敷市長 伊東香織
福山市長 羽田皓	下関市長 中尾友昭	高松市長 大西秀人	松山市長 野志克仁
高知市長 岡崎誠也	久留米市長 檜原利則	長崎市長 田上富久	大分市長 釘宮磐
宮崎市長 戸敷正	鹿児島市長 森博幸	那覇市長 翁長雄志	

【参考資料3】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和7年11月1日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
1	函館市	衆	逢坂 誠二	おおさか せいじ	立憲民主党	北海道8区
1	函館市	衆	向山 じゅん	むこうやま じゅん	自由民主党	北海道8区
1	函館市	参	横山 信一	よこやま しんいち	公明党	比例代表
2	旭川市	衆	東 国幹	あずま くによし	自由民主党	北海道6区
2	旭川市	衆	西川 将人	にしかわ まさひと	立憲民主党	比例北海道
2	旭川市	参	岩本 剛人	いわもと つよひと	自由民主党	北海道
2	旭川市	参	勝部 賢志	かつべ けんじ	立憲民主党	北海道
2	旭川市	参	鈴木 宗男	すずき むねお	自由民主党	比例代表
2	旭川市	参	高橋 はるみ	たかはし はるみ	自由民主党	北海道
2	旭川市	参	徳永 エリ	とくなが えり	立憲民主党	北海道
2	旭川市	参	東野 秀樹	ひがしの ひでき	自由民主党	比例代表
2	旭川市	参	船橋 利実	ふなはし としみつ	自由民主党	北海道
3	青森市	衆	津島 淳	つしま じゅん	自由民主党	青森県1区
3	青森市	参	田名部 匡代	たなぶ まさよ	立憲民主党	青森県
3	青森市	参	福士 珠美	ふくし ますみ	立憲民主党	青森県
4	八戸市	衆	神田 潤一	かんだ じゅんいち	自由民主党	青森県2区
5	盛岡市	衆	階 猛	しな たけし	立憲民主党	岩手県1区
5	盛岡市	衆	鈴木 俊一	すずき しゅんいち	自由民主党	岩手県2区
5	盛岡市	参	木戸口 英司	きどぐち えいじ	立憲民主党	岩手県
5	盛岡市	参	横沢 高德	よこさわ たかのり	立憲民主党	岩手県
6	秋田市	衆	寺田 学	てらた まなぶ	立憲民主党	比例東北
6	秋田市	衆	富樫 博之	とがし ひろゆき	自由民主党	秋田県1区
6	秋田市	参	石井 浩郎	いしい ひろお	自由民主党	秋田県
7	山形市	衆	遠藤 利明	えんどう としあき	自由民主党	山形県1区
8	福島市	衆	金子 恵美	かねこ えみ	立憲民主党	福島県1区
9	郡山市	参	星 北斗	ほし ほくと	自由民主党	福島県
10	いわき市	衆	齋藤 裕喜	さいとう ゆうき	立憲民主党	比例東北
10	いわき市	衆	坂本 竜太郎	さかもと りゅうたろう	自由民主党	福島県
10	いわき市	参	森 まさこ	もり まさこ	自由民主党	福島県
11	水戸市	衆	福島 伸享	ふくしま のぶゆき	無所属	茨城県1区
11	水戸市	参	加藤 明良	かとう あきよし	自由民主党	茨城県
11	水戸市	参	上月 良祐	こうづき りょうすけ	自由民主党	茨城県
11	水戸市	参	堂込 麻紀子	どうごみ まきこ	国民民主党	茨城県
12	宇都宮市	衆	福田 昭夫	ふくだ あきお	立憲民主党	栃木県2区
12	宇都宮市	衆	船田 元	ふなだ はじめ	自由民主党	栃木県1区
12	宇都宮市	参	上野 通子	うえの みちこ	自由民主党	栃木県
12	宇都宮市	参	高橋 克法	たかはし かつのり	自由民主党	栃木県
13	前橋市	衆	中曽根 康隆	なかそね やすたか	自由民主党	群馬県1区
13	前橋市	参	中曽根 弘文	なかそね ひろふみ	自由民主党	群馬県
14	高崎市	衆	小渕 優子	おぶち ゆうこ	自由民主党	群馬県5区
14	高崎市	衆	福重 隆浩	ふくしげ たかひろ	公明党	比例北関東
14	高崎市	衆	福田 達夫	ふくだ たつお	自由民主党	群馬県4区
14	高崎市	参	清水 真人	しみず まさと	自由民主党	群馬県
15	川越市	衆	小宮山 泰子	こみやま やすこ	立憲民主党	埼玉県7区
15	川越市	衆	中野 英幸	なかの ひでゆき	自由民主党	比例北関東
15	川越市	参	上田 清司	うえだ きよし	国民民主党	埼玉県
15	川越市	参	関口 昌一	せきぐち まさかず	自由民主党	埼玉県
15	川越市	参	西田 実仁	にしだ まこと	公明党	埼玉県
15	川越市	参	古川 俊治	ふるかわ としはる	自由民主党	埼玉県
16	川口市	衆	新藤 義孝	しんどう よしたか	自由民主党	埼玉県2区

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和7年11月1日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
17	越谷市	衆	黄川田 仁志	きかわだ ひとし	自由民主党	埼玉県3区
17	越谷市	参	青島 健太	あおしま けんた	日本維新の会	比例代表
17	越谷市	参	高木 真理	たかぎ まり	立憲民主党	埼玉県
18	船橋市	衆	角田 秀穂	つのだ ひでお	公明党	比例南関東
18	船橋市	衆	野田 佳彦	のだ よしひこ	立憲民主党	千葉県14区
18	船橋市	衆	水沼 秀幸	みずぬま ひでゆき	立憲民主党	千葉県4区
18	船橋市	参	石井 準一	いしい じゅんいち	自由民主党	千葉県
18	船橋市	参	小林 さやか	こばやし さやか	国民民主党	千葉県
18	船橋市	参	長浜 博行	ながはま ひろゆき	立憲民主党	千葉県
19	柏市	衆	本庄 知史	ほんじょう さとし	立憲民主党	千葉県8区
19	柏市	参	猪口 邦子	いのぐち くにこ	自由民主党	千葉県
19	柏市	参	小西 洋之	こにし ひろゆき	立憲民主党	千葉県
20	八王子市	衆	萩生田 光一	はぎうだ こういち	自由民主党	東京都24区
21	横須賀市	衆	小泉 進次郎	こいずみ しんじろう	自由民主党	神奈川県11区
21	横須賀市	衆	中西 健治	なかにし けんじ	自由民主党	神奈川県3区
21	横須賀市	参	浅尾 慶一郎	あさお けいいちろう	自由民主党	神奈川県
21	横須賀市	参	籠島 彰宏	かごしま あきひろ	国民民主党	神奈川県
21	横須賀市	参	初鹿野 裕樹	はじかの ひろき	参政党	神奈川県
21	横須賀市	参	牧山 ひろえ	まきやま ひろえ	立憲民主党	神奈川県
21	横須賀市	参	三浦 信祐	みうら のぶひろ	公明党	神奈川県
21	横須賀市	参	三原 じゅん子	みはら じゅんこ	自由民主党	神奈川県
21	横須賀市	参	脇 雅昭	わき まさあき	自由民主党	神奈川県
22	富山市	衆	田畑 裕明	たばた ひろあき	自由民主党	富山県1区
22	富山市	参	野上 浩太郎	のがみ こうたろう	自由民主党	富山県
23	金沢市	衆	小竹 凱	おだけ かい	国民民主党	比例北陸信越
23	金沢市	衆	小森 卓郎	こもり たくお	自由民主党	石川県1区
23	金沢市	参	岡田 直樹	おかだ なおき	自由民主党	石川県
23	金沢市	参	宮本 周司	みやもと しゅうじ	自由民主党	石川県
24	福井市	衆	稲田 朋美	いなだ ともみ	自由民主党	福井県1区
24	福井市	衆	辻 英之	つじ ひでゆき	立憲民主党	福井県2区
24	福井市	衆	波多野 翼	はたの つばさ	立憲民主党	比例北陸信越
24	福井市	参	滝波 宏文	たきなみ ひろふみ	自由民主党	福井県
24	福井市	参	山崎 正昭	やまざき まさあき	自由民主党	福井県
25	甲府市	衆	中島 克仁	なかじま かつひと	立憲民主党	山梨県1区
25	甲府市	衆	中谷 真一	なかたに しんいち	自由民主党	比例南関東
25	甲府市	参	小沢 雅仁	おざわ まさひと	立憲民主党	参議院比例区
25	甲府市	参	後藤 斎	ごとう ひとし	国民民主党	山梨県
25	甲府市	参	永井 学	ながい まなぶ	自由民主党	山梨県
26	長野市	衆	後藤 茂之	ごとう しげゆき	自由民主党	長野県4区
26	長野市	衆	篠原 孝	しのはら たかし	立憲民主党	長野県1区
26	長野市	参	羽田 次郎	はた じろう	立憲民主党	長野県
27	松本市	衆	下条 みつ	しもじょう みつ	立憲民主党	長野県2区
27	松本市	衆	中川 宏昌	なかがわ ひろまさ	公明党	比例北陸信越
28	岐阜市	衆	野田 聖子	のだ せいこ	自由民主党	岐阜県1区
28	岐阜市	参	渡辺 猛之	わたなべ たけゆき	自由民主党	岐阜県

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和7年11月1日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
29	豊橋市	衆	今枝 宗一郎	いまえだ そういちろう	自由民主党	愛知県14区
29	豊橋市	衆	城内 実	きうちみのる	自由民主党	静岡県7区
29	豊橋市	衆	小山 千帆	こやま ちほ	立憲民主党	比例東海
29	豊橋市	衆	竹上 裕子	たけがみ ゆうこ	無所属	比例東海
29	豊橋市	衆	根本 幸典	ねもと ゆきのり	自由民主党	愛知県15区
29	豊橋市	参	片山 さつき	かたやま さつき	自由民主党	比例代表
29	豊橋市	参	酒井 庸行	さかい やすゆき	自由民主党	愛知県
29	豊橋市	参	藤川 政人	ふじかわ まさひと	自由民主党	愛知県
30	岡崎市	衆	重徳 和彦	しげとく かずひこ	立憲民主党	愛知県12区
30	岡崎市	参	里見 隆治	さとみ りゅうじ	公明党	愛知県
30	岡崎市	参	田島 麻衣子	たじま まいこ	立憲民主党	愛知県
31	一宮市	衆	杉本 和巳	すぎもと かずみ	日本維新の会	比例東海
31	一宮市	衆	長坂 康正	ながさか やすまさ	自由民主党	比例東海
31	一宮市	衆	藤原 規眞	ふじわら のりまさ	立憲民主党	愛知県10区
31	一宮市	衆	若山 慎司	わかやま しんじ	自由民主党	比例東海
32	豊田市	衆	丹野 みどり	たんの みどり	国民民主党	愛知県11区
32	豊田市	参	伊藤 孝恵	いとう たかえ	国民民主党	愛知県
32	豊田市	参	斎藤 嘉隆	さいとう よしたか	立憲民主党	愛知県
32	豊田市	参	浜口 誠	はまぐち まこと	国民民主党	比例代表
32	豊田市	参	水野 孝一	みずの こういち	国民民主党	愛知県
33	大津市	衆	大岡 敏孝	おおおか としたか	自由民主党	比例近畿
33	大津市	衆	斎藤 アレックス	さいとう あれっくす	日本維新の会	滋賀県1区
33	大津市	参	有村 治子	ありむら はるこ	自由民主党	比例代表
33	大津市	参	嘉田 由紀子	かだ ゆきこ	日本維新の会	比例代表
33	大津市	参	こやり 隆史	こやり たかし	自由民主党	滋賀県
33	大津市	参	宮本 和宏	みやもと かずひろ	自由民主党	滋賀県
34	豊中市	衆	漆間 譲司	うるま じょうじ	日本維新の会	大阪府8区
34	豊中市	参	石川 博崇	いしかわ ひろたか	公明党	大阪府
35	吹田市	衆	奥下 剛光	おくした たけみつ	日本維新の会	大阪府7区
36	高槻市	衆	東 徹	あずま とおる	日本維新の会	大阪府3区
36	高槻市	衆	池下 卓	いけした たく	日本維新の会	大阪府10区
36	高槻市	衆	尾辻 かな子	おつじ かなこ	立憲民主党	比例近畿
36	高槻市	参	辻元 清美	つじもと きよみ	立憲民主党	比例代表
37	枚方市	衆	中司 宏	なかつか ひろし	日本維新の会	大阪府11区
38	八尾市	衆	青柳 仁士	あおやぎ ひとし	日本維新の会	大阪府14区
38	八尾市	衆	井上 英孝	いのうえ ひでたか	日本維新の会	大阪府1区
38	八尾市	衆	馬場 伸幸	ばば のぶゆき	日本維新の会	大阪府17区
38	八尾市	参	松川 るい	まつかわ るい	自由民主党	大阪府
39	寝屋川市	衆	藤田 文武	ふじた ふみたけ	日本維新の会	大阪府12区
39	寝屋川市	参	杉 久武	すぎ ひさたけ	公明党	大阪府
40	東大阪市	衆	岩谷 良平	いわたに りょうへい	日本維新の会	大阪府13区
40	東大阪市	衆	八幡 愛	やはた あい	れいわ新選組	比例近畿
41	姫路市	衆	池畑 浩太郎	いけはた こうたろう	日本維新の会	比例近畿
41	姫路市	衆	渡海 紀三朗	とかい きさぶろう	自由民主党	兵庫県10区
41	姫路市	衆	松本 剛明	まつもと たけあき	自由民主党	兵庫県11区
41	姫路市	参	末松 信介	すえまつ しんすけ	自由民主党	兵庫県
42	尼崎市	衆	中野 洋昌	なかの ひろまさ	公明党	兵庫県8区
42	尼崎市	参	伊藤 孝江	いとう たかえ	公明党	兵庫県
43	明石市	衆	西村 康稔	にしむら やすとし	自由民主党	兵庫県9区
43	明石市	衆	橋本 慧悟	はしもと けいご	立憲民主党	比例近畿
43	明石市	参	泉 房穂	いずみ ふさほ	無所属	兵庫県

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和7年11月1日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
44	西宮市	衆	岡田 悟	おかだ さとる	立憲民主党	比例近畿
44	西宮市	衆	山田 賢司	やまだ けんじ	自由民主党	兵庫県7区
45	奈良市	衆	小林 茂樹	こばやし しげき	自由民主党	比例近畿
45	奈良市	衆	馬淵 澄夫	まぶち すみお	立憲民主党	奈良県1区
45	奈良市	参	佐藤 啓	さとう けい	自由民主党	奈良県
45	奈良市	参	堀井 巖	ほりい いわお	自由民主党	奈良県
46	和歌山市	衆	林 佑美	はやし ゆみ	日本維新の会	比例近畿
46	和歌山市	衆	山本 大地	やまもと だいち	自由民主党	和歌山県1区
46	和歌山市	参	望月 良男	もちづき よしお	無所属	和歌山県
47	鳥取市	衆	石破 茂	いしば しげる	自由民主党	鳥取県1区
47	鳥取市	参	舞立 昇治	まいたち しょうじ	自由民主党	鳥取県・島根県
48	松江市	衆	亀井 亜紀子	かめい あきこ	立憲民主党	島根県1区
48	松江市	衆	高見 康裕	たかみ やすひろ	自由民主党	島根県2区
48	松江市	参	青木 一彦	あおき かずひこ	自由民主党	鳥取県・島根県
48	松江市	参	出川 桃子	でがわ ももこ	自由民主党	鳥取県・島根県
49	倉敷市	衆	加藤 勝信	かとう かつのぶ	自由民主党	岡山県3区
49	倉敷市	衆	柚木 道義	ゆのき みちよし	立憲民主党	岡山県4区
49	倉敷市	参	小野田 紀美	おのだ きみ	自由民主党	岡山県
49	倉敷市	参	谷合 正明	たにあい まさあき	公明党	比例代表
50	呉市	衆	東 克哉	あずま かつや	立憲民主党	比例中国
50	呉市	衆	石橋 林太郎	いしばし りんたろう	自由民主党	比例中国
50	呉市	衆	斉藤 鉄夫	さいとう てつお	公明党	広島県3区
50	呉市	衆	新谷 正義	しんたに まさよし	自由民主党	比例中国
50	呉市	衆	空本 誠喜	そらもと せいき	日本維新の会	広島県4区
50	呉市	衆	寺田 稔	てらだ みのる	自由民主党	比例中国
50	呉市	衆	平林 晃	ひらばやし あきら	公明党	比例中国
50	呉市	衆	福田 玄	ふくだ げん	国民民主党	比例中国
50	呉市	参	三上 えり	みかみ えり	立憲民主党	広島県
51	福山市	衆	小林 史明	こばやし ふみあき	自由民主党	広島県6区
51	福山市	参	宮沢 洋一	みやざわ よういち	自由民主党	広島県
51	福山市	参	森本 真治	もりもと しんじ	立憲民主党	広島県
52	下関市	衆	吉田 真次	よしだ しんじ	自由民主党	比例中国
52	下関市	参	江島 潔	えじま きよし	自由民主党	山口県
52	下関市	参	北村 経夫	きたむら つねお	自由民主党	山口県
53	高松市	衆	小川 淳也	おがわ じゅんや	立憲民主党	香川県1区
53	高松市	衆	瀬戸 隆一	せと たかかず	自由民主党	比例四国
53	高松市	衆	玉木 雄一郎	たまき ゆういちろう	国民民主党	香川県2区
53	高松市	衆	平井 卓也	ひらい たくや	自由民主党	比例四国
53	高松市	参	磯崎 仁彦	いそざき よしひこ	自由民主党	香川県
53	高松市	参	白川 容子	しらかわ ようこ	日本共産党	比例代表
53	高松市	参	原田 秀一	はらだ ひでかず	国民民主党	香川県
54	松山市	衆	石井 智恵	いしい ともえ	国民民主党	比例四国
54	松山市	衆	塩崎 彰久	しおざき あきひさ	自由民主党	愛媛県1区
54	松山市	衆	村上 誠一郎	むらかみ せいいちろう	自由民主党	比例四国
54	松山市	参	永江 孝子	ながえ たかこ	無所属	愛媛県
54	松山市	参	原田 大二郎	はらだ だいじろう	公明党	比例代表

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和7年11月1日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
54	松山市	参	山本 順三	やまもと じゅんぞう	自由民主党	愛媛県
55	高知市	衆	尾崎 正直	おざき まさなお	自由民主党	高知県2区
55	高知市	衆	中谷 元	なかに げん	自由民主党	高知県1区
55	高知市	衆	山崎 正恭	やまさき まさやす	公明党	比例四国
55	高知市	参	梶原 大介	かじはら だいすけ	自由民主党	比例代表
55	高知市	参	中西 祐介	なかにし ゆうすけ	自由民主党	徳島県・高知県
55	高知市	参	広田 一	ひろた はじめ	無所属	徳島県・高知県
56	久留米市	衆	鳩山 二郎	はとやま じろう	自由民主党	福岡県6区
56	久留米市	衆	吉田 宣弘	よしだ のぶひろ	公明党	比例九州
56	久留米市	参	大家 敏志	おおいえ さとし	自由民主党	福岡県
56	久留米市	参	古賀 之士	こが ゆきひと	立憲民主党	福岡県
56	久留米市	参	下野 六太	しもの ろくた	公明党	福岡県
56	久留米市	参	松山 政司	まつやま まさじ	自由民主党	福岡県
57	長崎市	衆	西岡 秀子	にしおか ひでこ	国民民主党	長崎県1区
57	長崎市	参	古賀 友一郎	こが ゆういちろう	自由民主党	長崎県
57	長崎市	参	山本 啓介	やまもと けいすけ	自由民主党	長崎県
59	大分市	衆	大島 敦	おおしま あつし	立憲民主党	埼玉県6区
59	大分市	衆	岡田 克也	おかだ かつや	立憲民主党	三重県3区
59	大分市	衆	吉良 州司	きら しゅうじ	無所属	大分県1区
59	大分市	衆	玄葉 光一郎	げんば こういちろう	立憲民主党	福島県2区
59	大分市	衆	庄子 賢一	しょうじ けんいち	公明党	比例東北
59	大分市	衆	原口 一博	はらぐち かずひろ	立憲民主党	佐賀県1区
59	大分市	衆	笠 浩史	りゅう ひろふみ	立憲民主党	神奈川県9区
59	大分市	参	古庄 玄知	こしょう はるとも	自由民主党	大分県
59	大分市	参	吉田 忠智	よしだ ただとも	立憲民主党	大分県
60	宮崎市	衆	江藤 拓	えとう たく	自由民主党	宮崎県2区
60	宮崎市	衆	古川 禎久	ふるかわ よしひさ	自由民主党	宮崎県3区
60	宮崎市	衆	渡辺 創	わたなべ そう	立憲民主党	宮崎県1区
60	宮崎市	参	松下 新平	まつした しんぺい	自由民主党	宮崎県
60	宮崎市	参	山内 佳菜子	やまうち かなこ	立憲民主党	宮崎県
61	鹿児島市	衆	川内 博史	かわうち ひろし	立憲民主党	鹿児島県1区
61	鹿児島市	衆	三反園 訓	みたぞの さとし	自由民主党	鹿児島県2区
61	鹿児島市	衆	宮路 拓馬	みやじ たくま	自由民主党	比例九州
61	鹿児島市	衆	森山 裕	もりやま ひろし	自由民主党	鹿児島県4区
61	鹿児島市	参	野村 哲郎	のむら てつろう	自由民主党	鹿児島県
61	鹿児島市	参	村田 享子	むらた きょうこ	立憲民主党	比例代表
62	那覇市	衆	赤嶺 政賢	あかみね せいけん	日本共産党	沖縄県1区
62	那覇市	衆	國場 幸之助	こくば こうのすけ	自由民主党	比例九州

230

政 党	衆議院議員	参議院議員	計
自由民主党	57	56	113
公明党	9	10	19
立憲民主党	34	21	55
日本維新の会	15	2	17
国民民主党	6	9	15
れいわ新選組	1	0	1
日本共産党	1	1	2
参政党	0	1	1
無所属	3	4	7
計	126	104	230

【参考資料4】

中核市市長会の概要

- 設 立 平成17年11月10日
(前身の「中核市連絡会」は平成8年設立)
- 会 員 市 62市(令和7年4月1日現在)
- 会の目的 中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資する。
- 主な事業
- ① 政府や関係機関への提言
 - ② プロジェクト調査・研究活動
 - ・広域連携による地域経営の在り方検討プロジェクト
 - ・災害対応・防災力の強化プロジェクト
 - ・子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト
 - ③ 中核市サミットの開催(令和7年度開催市:福井市)
 - ④ 総務大臣と中核市市長との懇談会
 - ⑤ 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 会員勉強会

○役 員

役職名	市長名
会 長	豊中市長 長内 繁樹
副会長(会長職務代理者)	松山市長 野志 克仁
副会長	水戸市長 高橋 靖
副会長	姫路市長 清元 秀泰
副会長	松江市長 上定 昭仁
副会長	鹿児島市長 下鶴 隆央
監 事	旭川市長 今津 寛介
監 事	一宮市長 中野 正康

- 事 務 局 豊中市都市経営部経営戦略課
大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号 TEL:06-6858-2745
(中核市市長会 東京事務所)
千代田区平河町2-4-2(全国都市会館7F) TEL:03-6268-9317

○そ の 他

- ・中核市の要件 人口20万人以上の都市(地方自治法政令で指定)
主な権限として、保健所の設置など

【参考資料5】

中 核 市 市 長 会 規 約

(名 称)

第1条 この会は、中核市市長会（以下「本会」という。）と称し、中核市の市長をもって組織する。

(目 的)

第2条 本会は、中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中核市行財政の共同調査、研究及び協議等に関すること
- (2) 国等に対する政策提案・意見表明に関すること
- (3) その他、前条の目的の達成のために必要なこと

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監 事 2名

2 役員は、市長会議において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期満了後においても後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(職 務)

第5条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査にあたる。

(顧 問)

第6条 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、これまでに会長を務めた会員市長をもってあてゐるものとする。

3 顧問は、本会の運営に対し助言し、指導等を行うことができる。

(相談役)

第7条 本会に、必要に応じ相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の総意をもって、会長が委嘱する。

3 相談役は、市長会議等において意見を述べることができる。

(市長会議)

第8条 市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、代理者を出席させることができる。

(役員市長会議)

第9条 役員市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 役員市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 役員市長会議は、第4条第1項に規定する役員が出席するものとする。ただし、会長は、必要に応じて役員以外の市長を招集することができる。

(プロジェクト)

第10条 本会に、第3条に規定する事業を行うため、プロジェクトを設置することができる。

2 プロジェクトは、参加する中核市の市長をもって組織する。

3 プロジェクトに幹事市を置く。

4 幹事市の市長は、必要に応じ、プロジェクト会議を招集する。

5 プロジェクト会議の座長は、幹事市の市長がこれにあたる。

6 プロジェクトにおける協議事項は、市長会議に報告するものとする。

(事務担当者会議)

第11条 本会の円滑な運営を図るため、本会に事務担当者会議を置く。

2 事務担当者会議は、中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 事務担当者会議は、必要に応じて、会長が招集する。

4 事務担当者会議の座長は、会長を担当する中核市（以下「会長市」という。）の主管部長又は課長がこれにあたる。

(プロジェクト担当者会議)

第12条 プロジェクトの円滑な運営を図るため、各プロジェクトにプロジェクト担当者会議を置く。

2 プロジェクト担当者会議は、プロジェクトに属する中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 プロジェクト担当者会議は、必要に応じて、幹事市の市長が招集する。

4 プロジェクト担当者会議の座長は、幹事市の主管部長又は課長がこれにあたる。

5 プロジェクト担当者会議における協議結果は、プロジェクト参加市長及び事務担当者会議に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会及び事務担当国会議の事務局は会長市に、プロジェクト及びプロジェクト担当国会議の事務局は幹事市に置く。

2 本会及び事務担当国会議の事務局に事務局長を置く。

(中核市候補市)

第14条 中核市候補市（以下「候補市」という。）は、第11条第1項及び第12条第1項に定める会議に出席することができる。

2 中核市は、候補市の中核市への円滑な移行に資するため、候補市に対し、情報提供等必要な協力を行うものとする。

3 候補市相互の情報交換等必要な事項は、候補市が協議の上、別に定めるものとする。

(会 計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経 費)

第16条 本会の運営に要する経費は、各中核市からの会費、各候補市からの負担金及びその他の収入をもってあてる。

(補 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が市長会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成8年5月27日から施行する。

2 連絡会の最初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成8年5月27日に始まり、平成9年3月31日をもって終わるものとする。

附 則

この規約は、平成9年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年11月10日から施行し、改正後の第9条、第11条及び第12条は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月25日から施行する。
- 2 平成27年に役員に選任された市長を平成28年に役員に選任するときは、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

附 則

この規約は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月27日から施行する。

【参考資料6】

中核市・中核市候補市一覧表（令和7年10月）

【中核市：62市】

地域 ブロック	No.	都 市 名	市 長
北海道 ・東北 (10市)	1	函 館 市	大 泉 潤
	2	旭 川 市	今 津 寛 介
	3	青 森 市	西 秀 記
	4	八 戸 市	熊 谷 雄 一
	5	盛 岡 市	内 舘 茂
	6	秋 田 市	沼 谷 純
	7	山 形 市	佐 藤 孝 弘
	8	福 島 市	木 幡 浩
	9	郡 山 市	椎 根 健 雄
	10	いわき市	内 田 広 之
関東 (11市)	11	水 戸 市	高 橋 靖
	12	宇 都 宮 市	佐 藤 栄 一
	13	前 橋 市	小 川 晶
	14	高 崎 市	富 岡 賢 治
	15	川 越 市	森 田 初 恵
	16	川 口 市	奥ノ木 信夫
	17	越 谷 市	福 田 晃
	18	船 橋 市	松 戸 徹
	19	柏 市	太 田 和 美
	20	八 王 子 市	初 宿 和 夫
	21	横 須 賀 市	上 地 克 明
北信越 ・東海 (11市)	22	富 山 市	藤 井 裕 久
	23	金 沢 市	村 山 卓
	24	福 井 市	西 行 茂
	25	甲 府 市	樋 口 雄 一
	26	長 野 市	荻 原 健 司
	27	松 本 市	臥 雲 義 尚
	28	岐 阜 市	柴 橋 正 直
	29	豊 橋 市	長 坂 尚 登
	30	岡 崎 市	内 田 康 宏
	31	一 宮 市	中 野 正 康
	32	豊 田 市	太 田 稔 彦
近畿 (14市)	33	大 津 市	佐 藤 健 司
	34	豊 中 市	長 内 繁 樹
	35	吹 田 市	後 藤 圭 二
	36	高 槻 市	濱 田 剛 史
	37	枚 方 市	伏 見 隆
	38	八 尾 市	大 松 桂 右
	39	寝 屋 川 市	広 瀬 慶 輔
	40	東 大 阪 市	野 田 義 和
	41	姫 路 市	清 元 秀 泰
	42	尼 崎 市	松 本 眞
	43	明 石 市	丸 谷 聡 子
	44	西 宮 市	石 井 登 志 郎
	45	奈 良 市	仲 川 げん
	46	和 歌 山 市	尾 花 正 啓

地域 ブロック	No.	都 市 名	市 長
中国 ・四国 (9市)	47	鳥 取 市	深 澤 義 彦
	48	松 江 市	上 定 昭 仁
	49	倉 敷 市	伊 東 香 織
	50	呉 市	新 原 芳 明
	51	福 山 市	枝 広 直 幹
	52	下 関 市	前 田 晋 太 郎
	53	高 松 市	大 西 秀 人
	54	松 山 市	野 志 克 仁
	55	高 知 市	桑 名 龍 吾
九州 (7市)	56	久 留 米 市	原 口 新 五
	57	長 崎 市	鈴 木 史 朗
	58	佐 世 保 市	宮 島 大 典
	59	大 分 市	足 立 信 也
	60	宮 崎 市	清 山 知 憲
	61	鹿 児 島 市	下 鶴 隆 央
	62	那 覇 市	知 念 覚

【中核市候補市：12市】

No.	都 市 名	市 長
63	つくば市	五十嵐 立青
64	所 沢 市	小野塚 勝俊
65	春日部市	岩 谷 一 弘
66	草 加 市	山 川 百 合 子
67	市 川 市	田 中 甲
68	府 中 市	高 野 律 雄
69	町 田 市	石 阪 丈 一
70	藤 沢 市	鈴 木 恒 夫
71	富 士 市	小 長 井 義 正
72	津 市	前 葉 泰 幸
73	四 日 市 市	森 智 広
74	佐 賀 市	坂 井 英 隆

令和8年度国の施策及び予算に関する提言項目一覧

(令和 7 年 5 月 23 日提出)

【個別行政分野提言 36項目】

○行財政関連分野 8項目

1. 地方交付税の総額の確保等について
2. 公共施設等の老朽化対策における地方債等の充実・改善について
3. 地方創生に向けた新たな財政需要に対する適切な財政措置について
4. 電気料金等の高騰に伴う財政需要に対する適切な財政措置について
5. 指定金融機関が担う公金取扱い業務の安定的な継続に係る口座振込手数料等の適正な経費負担に資するための財源措置について
6. 税財源配分の是正について
7. 国の給付事業体制整備について
8. スポーツ施設の整備等に係る財政支援について

○こども・子育て関連分野 8項目

9. 現物給付によるこどもの医療費を無償化する制度の創設について
10. 保育人材の確保及び処遇改善について
11. 幼児教育・保育の無償化について
12. 新制度の創設における自治体への配慮について
13. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について
14. こども・子育て施策に係る財源措置について
15. 幼児教育・保育における支援が必要な児童の受入に対する財政的支援の充実について
16. 就学前教育・保育施設の整備について

○教育関連分野 6項目

17. いじめ・不登校支援等の強化に向けた総合推進事業の拡充と新たな仕組の構築について
18. 中学校部活動の地域移行における新たな活動に係る負担軽減について
19. 公立小中学校等の老朽化対策等施設整備に係る財源確保について
20. 学校給食費の無償化について
21. 小中学校の ICT 機器の整備と活用に係る財政支援について
22. 教職員定数等の充実改善と教室数の確保等に係る増改築・改修に対する財政支援について

○福祉関連分野 2項目

- 23. 介護職員の処遇改善と人材確保について
- 24. 地域生活支援事業に係る地方の超過負担について

○保険・医療関連分野 1項目

- 25. 国民健康保険制度の財政支援と保険者努力支援制度の見直しについて

○環境・保健衛生関連分野 2項目

- 26. ゼロカーボン社会実現に向けた取組について
- 27. 予防接種の実施に係る財源措置について

○都市整備関連分野 5項目

- 28. 下水道施設の改築等への国費支援の継続及び補助率の嵩上げについて
- 29. 水道施設整備に関する財源措置について
- 30. 地域公共交通の確保維持に係る支援等について
- 31. 公共交通における運転士の人材確保への取組について
- 32. 道路ストックの老朽化対策における確実な財政措置について

○防災・消防関連分野 3項目

- 33. 緊急防災・減災事業債の拡充・継続について
- 34. 頻発する大規模水害に備えた治水対策の推進と財政支援の拡充について
- 35. 新しい地方経済生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)の制度改正について

○情報化施策関連分野 1項目

- 36. 自治体情報システムの標準化について

【東日本大震災関係 1項目】

- 1. 被災自治体に対する財政支援等について

【原子力発電所事故関係 4項目】

- 1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による長期避難者について
- 2. 原子力発電所の確実な安全対策について
- 3. 除染対策について
- 4. 原子力発電所事故に伴う風評対策について

物価高騰等に見合った医療機関等への支援に関する提言

公定価格である医療、介護、障害福祉サービス等に係る報酬改定は、最近の物価高騰等の社会経済情勢に十分対応しておらず、社会保障サービスの中核となる医療機関、介護事業者及び障害福祉サービス事業者等の経営に甚大な影響を及ぼしている。このため、物価高騰等に見合った弾力的な報酬改定、緊急的な財政支援など、これら機関等における持続的なサービス提供を可能とする対策を早急に講じること。

なかでも、中核市における自治体病院は、医療における広域的な拠点機能を担っており、周辺地域にも大きな影響を与えるとともに、一般行政部門の財政運営にも支障を及ぼしかねない。また、これら病院が、将来に渡り、拠点機能を担っていくためには、適正な施設の維持・確保が必要であるが、近年の建築資材高騰及び労務費上昇等により、建設コストが高騰している影響を受け、施設の新築・増改築等が困難な状況となっている。ついては、中核市等の自治体病院の役割に応じた適切な財政支援を早急を実施すること。

◆詳細説明

公立、民間立を問わず、昨今の医療機関、介護事業者及び障害福祉サービス事業者等の経営状況は、賃金の増加や物価高騰の影響により業務に要する費用が大きく増加しているのに対し、公定価格である診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬では賄うことのできない状況となっている。他業種では、費用が増加すれば販売価格に転嫁することで対応できるが、これらの機関等は、国が定める報酬基準により経営を行うことを求められており、独自の判断で価格転嫁を行うことができないことから、経営努力だけで費用の増加に対応することには限界がある。

特に自治体病院は、行政・医療機関・介護事業者等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に継続して提供することで、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とし、重要な役割を担う。なかでも、中核市が設置する自治体病院は、地域医療の拠点となる中核病院として、広域的に近隣自治体からの救急搬送患者や他医療機関からの紹介患者を受け入れるとともに、小児・周産期、新興感染症等の採算性が低い政策医療を担っており、地域医療を支える「最後の砦」となっている。しかしながら、自治体病院においても、国・県の勧告に準拠した給与改定等により人件費が増加する等、医業費用が増加しており、多くの自治体病院では、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても、経常収支がマイナスとなっている。病院を支える自治体にとっても、繰出金が大きく増加し、一般会計の負担が増すことになれば、その財政運営にも支障を及ぼす恐れがある。

さらには、これら病院が、地域医療を支える「最後の砦」としての役割を将来に渡り担っていくためには、適正な施設の維持・確保が必要であるが、時勢を踏まえた施設の新築・増改築等に関する国の制度・支援が不十分な状況にある。

については、地域に必要である良質な医療、介護、障害福祉サービス等を継続的に提供していくため、自治体病院をはじめとする機関等への早急な財政支援と物価高騰や人件費の増加に対応した報酬制度への見直し、建設コスト高騰等を勘案した適切な措置を行うこと。

令和7年5月23日

中核市市長会

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における適切な財政支援に関する提言

令和7年1月に創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」において全ての中核市が同様の支援が受けられるよう、「第2世代交付金」の交付上限額の見直しを行うこと。

◆詳細説明

従来のデジタル田園都市国家構想交付金に代わる新たなまち・ひと・しごと創生交付金制度が本格始動する中、国において当該予算(交付額)を大幅に増額されたことは、圏域をリードする中核市にとって効果的な地方創生施策の更なる推進を図っていく上で大きな原動力となるものである。

当該交付金制度については、従前の地方創生推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金において、中枢中核都市とその他市区町村で国費上限額の差異が設けられており、中核市(東京圏を除く)のうち、平成30年に中枢中核都市と認定されなかった中核市が6市ある。

令和7年1月、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、内閣官房及び内閣府から自治体ごとの交付上限額が示されたが、このうち「第2世代交付金」においては、引き続き、1団体当たり、1事業当たりの交付上限額に差がつけられている。

結果として、令和7年4月に交付金対象事業として採択されたものの、中枢中核都市の交付上限額ではなく、一般の市区町村として交付上限額が適用され、国の支援が十分に受けられない中核市があった。

中枢中核都市の要件の1つとして、昼夜間人口比率が0.9以上という要件が設けられているが、中核市要件における昼夜間人口比率は、平成12年に「人口と面積の要件だけで相応の都市としての諸機能、行政需要、規模能力等があるものとみなされる」とされ、廃止されている。

また、昨年12月、国において決定された地方創生2.0の基本的な考え方や、そこで示された「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」などの5つの柱を見ても、本交付金において同じ中核市間で差を設けることが適切であるとは考えられない。

圏域をリードする役割を担う中核市が、地域の実情に応じた地方創生策を積極的に展開できるよう、全ての中核市が同様に交付金の支援が受けられるよう要望する。

令和7年5月23日

中核市市長会

●中枢中核都市の位置付け(国資料から抜粋)

中枢中核都市の考え方

・活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、**近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑制する機能を発揮することが期待**されている。
 ・そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

「地域魅力創造有識者会議」報告書 (H30.12.18)

中枢中核都市の範囲 (H30.12.18公表)

東京圏(1都3県)以外の政令指定都市、中核市及び施行時特例市並びに県庁所在地及び連携中枢都市に該当する市のうち、昼夜間人口比率が概ね1.0未満(具体的には0.9)の市を除いた**82都市**を中枢中核都市として公表。

●中枢中核都市の区分(対象都府県のみ抽出)

都府県	大阪府	愛知県	兵庫県	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県
中枢中核都市の認定を受けている指定都市・中核市	大阪市、堺市、吹田市 東大阪市、八尾市	名古屋市、豊橋市 岡崎市、豊田市	神戸市、姫路市 尼崎市、西宮市	※全ての指定都市、中核市が認定を受けていない
中枢中核都市の認定を受けていない中核市	豊中市、高槻市 枚方市、寝屋川市	一宮市	明石市	

●第2世代交付金における交付上限額及び補助率(国資料から抜粋)



●第2世代交付金における交付上限額及び補助率(国資料から抜粋)

従来 (推進タイプは事業ごと、拠点整備タイプは自治体ごとの交付上限額)

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
地方創生推進タイプ	先駆型	国費3.0億円	国費2.5億円	国費2億円	1/2
	横展開型	国費1.0億円	国費0.85億円	国費0.7億円	
	Society5.0型		国費3.0億円		
地方創生拠点整備タイプ(※)	—	国費15億円	国費10億円	国費5億円	
地方創生整備推進交付金	—	案件に応じて設定			1/2等 ※各省市の交付要綱に従う

※事業計画期間中における交付上限額の目安

今後 (第2世代交付金(地方創生型)(ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業)の新規事業及び継続・変更事業の合計)

	類型	交付上限額			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
第2世代交付金(地方創生型)	ソフト事業	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費10億円/年度	1/2
	拠点整備事業	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円	1/2
	インフラ整備事業	・1団体当たり事業計画期間中の総国費50億円 (単年度目安10億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費20億円 (単年度目安4億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費10億円 (単年度目安2億円)	1/2等 ※各省市の交付要綱に従う

公立学校施設整備予算に関する緊急要望

貴省においては、毎年度、公立学校施設整備予算の確保にご尽力いただき、昨年度の補正予算では、学校体育館の空調設置を加速する新たな交付金を創設されたことに、厚く感謝申し上げます。

しかしながら、耐震化や学校統合等緊要性の高い事業が集中した結果、老朽化対策や脱炭素化を図る事業、児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食の施設整備事業等を支援する交付金は昨年度の1/3程度、一昨年度と比較すると1/5程度の予算枠となり、多くの事業の採択が見送られる異常な事態となっている。また、学校施設の多くは児童生徒が急増した高度経済成長期に建設されたため、老朽化のピークを迎えているが、交付金の対象は危険建物などの改築事業に限られ、物理的耐用年数を迎える学校施設の改築事業は対象外となっている。

さらに、老朽化対策が急がれる一方で、防災機能強化やバリアフリー化、脱炭素化、トイレ改修、熱中症対策といった今日的要請にも積極的に対応することが求められている。

自治体では、子どもたちにより良い教育環境を提供するとともに、地域の人たちの安全・安心等に資するよう、厳しい財政状況の中、計画的な事業の推進に取り組んでいるところであり、今般のような予算の採択状況は、計画的な事業推進に大きな障害となる。

については、公立学校施設整備予算について、次のとおり、強く要望する。

1. 想定される今年度補正予算において、今年度未採択の事業など自治体が計画する事業を着実に進めることができるよう、十分な予算を確保すること。

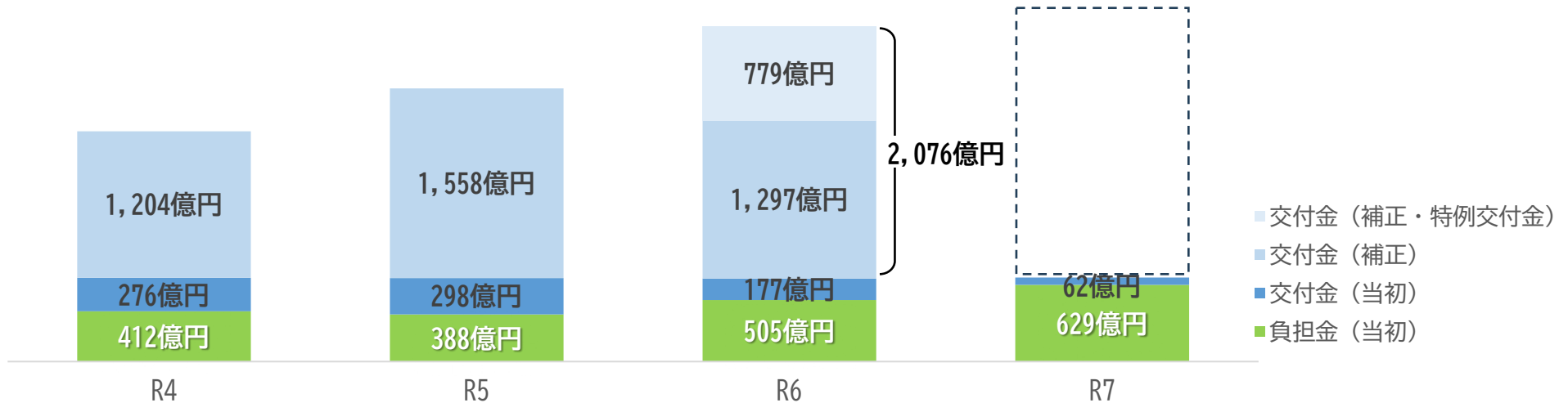
2. 公立学校施設整備予算が、毎年度、当初予算以上の額を補正予算で確保して対応している状況は、自治体における計画的な事業執行、特に長期休暇時を活用せざるをえない学校施設整備の支障となるものであり、当初予算において必要な支援を行えるよう、当初予算の規模是正を図ること。あわせて、物理的耐用年数を迎える学校施設の改築事業に対する財政措置を講じること。

令和7年8月25日

中核市市長会

令和7年度における公立学校施設整備費の執行について

- 学校統合など近年の整備動向により**当初予算における負担金の割合が大きく**、今後も同様に推移する想定。
- **交付金については、例年補正予算に前倒して計上することで対応**してきたところ。
- 令和7年度は**例年以上の需要増**が見られ、年度当初の内定時点で一部事業の採択を保留。

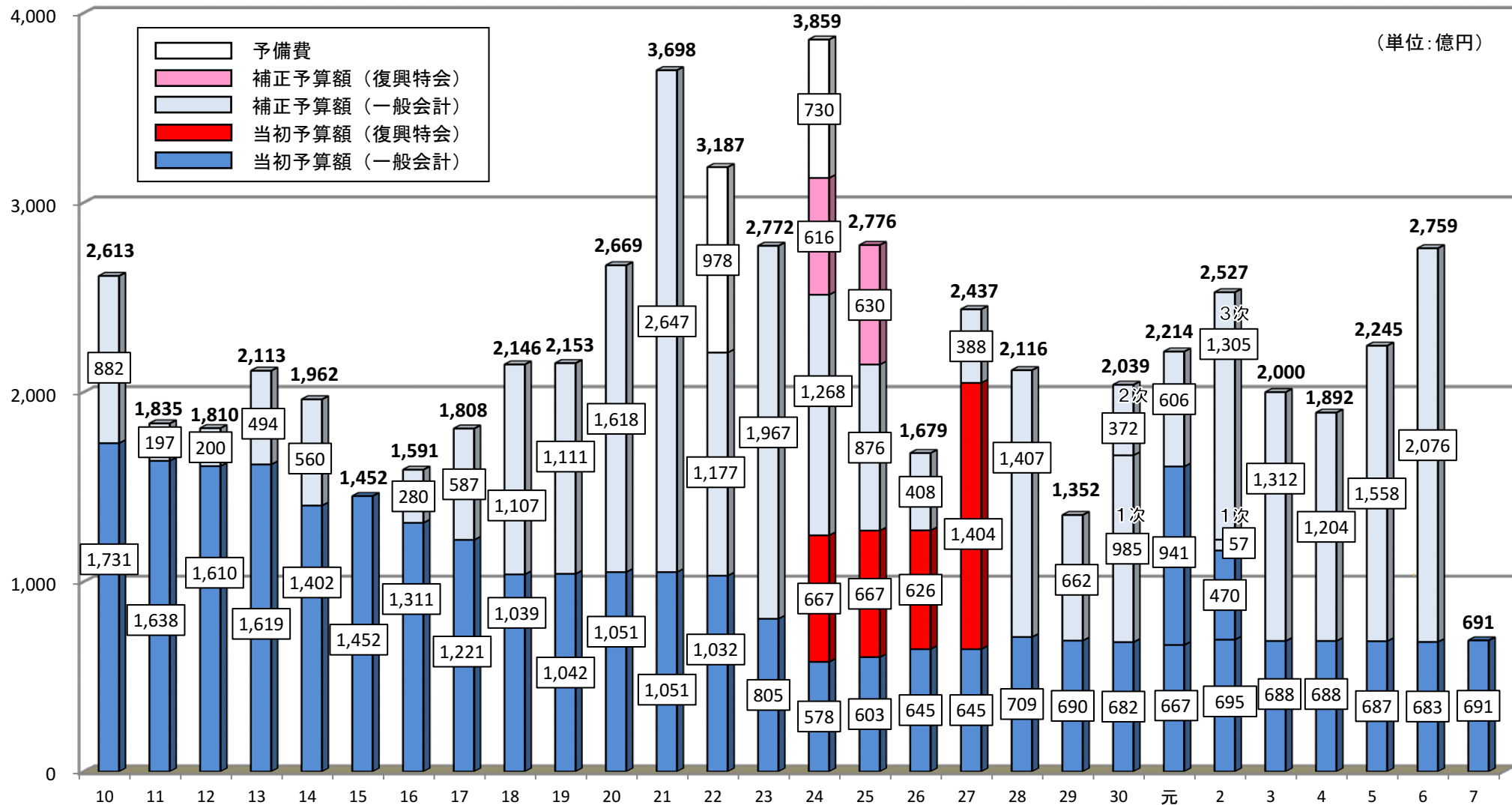


※令和7年度事業の採択について

- 令和7年度の事業計画のうち**前倒して計上が可能**な事業については設置者に確認し、**昨年度中に採択**。
- 令和7年度当初の内定時には、予算状況を踏まえ、**耐震化や特別支援学校の新增築、学校統合、防災機能強化、バリアフリー化など事業の緊要性**に鑑み採択。

公立学校施設整備費予算額の推移（平成10年度～令和7年度当初予算）

（単位：億円）



（注）平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算（21年度については執行停止額を含む）。
 平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費（149億円）と東日本大震災復興特別会計予備費（581億円）の合算。
 平成30年度～令和6年度予算額は防災・減災、国土強靭化関係予算を含む。
 令和4年度予算額までは認定こども園分の予算を含む。
 令和6年度補正予算額は空調設備整備臨時特例交付金（779億円）を含む。
 端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 沖縄分については内閣府において計上。

地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の 運用経費に関する緊急要望

ガバメントクラウド利用料を含め標準準拠システム移行後の運用経費については、「少なくとも3割の削減を目指す」と閣議決定されているが、想定を上回る運用経費の増大が見込まれる。そこで、中核市市長会においては、実態を調査しながら、国の責任において適切に財源措置を行うよう、これまで継続的に要望を実施してきた。具体的に、本会で1月に実施した調査では、標準化前と比較し、標準化後は運用経費が平均倍率で2.3倍と大幅に増加する見込みであることが明らかとなっている。

これに対して、国は、普通交付税において、ガバメントクラウドの移行状況に応じた措置を講ずるなど今後の方針を示されたが、自治体における運用経費の実態を的確に反映させることは困難であり、根本的解決に至る十分な措置とは言えない。もとより、国主導で取り組んだ結果としての運用経費の増については、国費で対応すべきものとする。

こうした中、国は6月に「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」を公表し、システム運用経費が増加するという自治体の意見と自治体システムのコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方について検討していくといった新たな見解が示された。

標準準拠システム・ガバメントクラウドの本格利用は始まっており、一刻も早く、当初の3割削減という目標を具現化するための方針を確定させ、国策として進められた本事業に対して、想定を上回る運用経費の増大分については、普通交付税措置ではなく各自治体の状況を適正に反映する形で、国費対応を含め、国の責任において適切に財政措置を講じるよう、強く要望する。

ガバメントクラウド利用料を含め標準準拠システム移行後の運用経費については、「少なくとも3割の削減を目指す」との目標に反し、想定を上回る運用経費の増大が見込まれる。

これに対して、国からの根本的な解決策が示されてこなかったが、この度、自治体の意見やコスト構造の分析を踏まえた財政措置のあり方について検討する旨の見解が新たに示された。

標準準拠システム・ガバメントクラウドの本格利用は始まっており、一刻も早く、目標を具現化するための方針を確定させ、運用経費の増大分については、普通交付税措置ではなく各自治体の状況を適正に反映する形で、国費対応を含め、国の責任において適切に財政措置を行うこと。

令和7年8月25日

中核市市長会

地域医療を担う医療機関への財政的支援および 診療報酬制度の見直しに関する緊急要望

中核市が設置・運営する公立病院は、急性期医療をはじめ、救急・小児・周産期・感染症対応など、地域に不可欠な医療機能を担う基幹医療機関である。これらの分野は、民間医療機関では十分に対応しきれない領域であり、住民の生命と健康を守る「最後の砦」として、日々厳しい医療現場を支えている。

しかし近年、人件費や物価の上昇、医療人材の確保難などにより、病院を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。本会において7月に実施した調査では、赤字経営となる中核市病院は、令和5年度(2023年度)の約3分の2から令和6年度(2024年度)は9割を超えており、経営の健全性を示す経常収支比率も平均97.1%から平均93.9%と3.2ポイント悪化する見込みであるなど、経営状況は大きく悪化している。中核市病院においては、経営改善に向けて最大限の努力を続けているが、現行の診療報酬体系では、こうした構造的な経営課題に対応しきれず、持続可能な医療提供体制の維持が困難な状況となりつつある。

このような状況を踏まえ、中核市がそれぞれの地域で医療提供体制を持続的に確保し、住民の生命と健康を守るという責務を着実に果たしていくためには、従来の枠組みにとどまらない、緊急かつ実効性のある国の支援が不可欠である。

については、次のとおり強く要望する。

1. 本会の調査結果から、医療における広域的な拠点的功能を担う中核市における公立病院の多くが、持続的なサービスを提供することが困難な状況となっていることから、賃金・物価の変動を的確に反映し、期中改定を含む柔軟かつ実効性のある診療報酬の改定を確実に行うこと。その際、拠点的功能を担う病院ならではの診療報酬について十分配慮すること。

2. 中核市病院は、救急医療や高度医療など不採算な政策的役割を担う一方、人事院勧告による職員給与の引き上げや転嫁できない物価高騰に伴う消費税負担などにより、経営状況は強く圧迫されている。このような中核市病院ならではの経営構造を十分に踏まえ、関係省庁と調整の上、補助金や交付税措置の拡充を図るなど中核市病院的な性格を有する自治体病院への財政支援を手厚くすること。

令和7年8月25日

中核市市長会

【中核市市長会】病院事業決算状況に関する調査結果概要

1. 調査概要

- (1)調査目的:物価高騰等に見合った医療機関等への支援について、中核市市長会として5月に国へ提言活動を実施したところであるが、改めて各市の状況を確認するため、調査を実施したもの。
- (2)調査対象:中核市 62 市(市立病院52施設)
- (3)調査期間:令和 7 年 6 月 30 日～7 月 14 日

2. 結果概要

	R5 年度決算	R6 年度決算見込	R6-R5
経常収支比率	97.1%	93.9%	△3.2 ポイント
経常収支マイナス施設数	34 施設	47 施設	13施設
経常収支マイナス施設割合	65.4%	90.4%	25 ポイント

(単位:百万円)

	R5 年度決算		R6 年度決算見込	
	最大値	平均値	最大値	平均値
純損益 (1 施設あたり)	△2,823	△328	△2,724	△755